

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
1	入札説明書	維持管理・運営業務範囲	4	2	2-5	2-5-3			第2, 第3フェーズの具体的対象施設をご教示ください。	入札資格審査通過者を対象に, 第2フェーズ以降の対象施設の資料を配布します。
2	入札説明書	維持管理・運営業務範囲の拡張	4	2	2-5	2-5-3			「本事業の維持管理・運営業務においては, 2-2-1項に示す施設のほか, 段階的に39施設の雨水排水施設を取込み, 拡張する予定である。段階的な取込みとしては, 各フェーズで以下に示す施設の追加を予定しており, 最終的な維持管理・運営業務の対象施設数は, 54施設を対象とする。」となっております。多くの施設を維持管理・運営するにあたり, 維持管理・運営業務委託契約において, 第2フェーズ以降の契約で構成員の追加は可能でしょうか。	第2フェーズ以降の構成員又は協力企業(個人事業主を含む。)の追加は可能です。
3	入札説明書	包括レベル	4	2	5	2			新浜ポンプ場以外の2施設(中央ポンプ場, 中央雨水滞水池)については既設の施設となります。新設ポンプ場ほか2施設等が委託レベル3とありますが, その他2施設についても委託レベル3の管理を要求されているとのことですが, 改めての確認で恐縮ですが, レベル3での管理でよろしいでしょうか。また, 実施に当たり定期修繕計画, 大規模修繕計画など各種実施計画が必要となります。過去の実施内容, 頻度, 金額等)また, 過去に縦らた計画がありますでしょうか。また, その他作業で委託発注している業務があれば業務内容, 頻度, 金額等もご教示願います。	その他2施設(中央ポンプ場及び中央雨水滞水池)も委託レベル3です。その他2施設の過年度の修繕費等の実績は, 配布参考資料No. 17をご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
4	入札説明書	維持管理・運営業務範囲の拡張	4	2	5	3			「本事業の維持管理・運営業務においては、2-2-1項に示す施設のほか、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み、拡張する予定である。段階的な取込みとしては、各フェーズで以下に示す施設の追加を予定しており、最終的な維持管理・運営業務の対象施設数は、54施設を対象とする。」となっております。多くの施設を維持管理・運営するにあたり、維持管理・運営業務委託契約において、第2フェーズ以降の契約で構成員の追加は可能でしょうか？	No. 2の回答を参照ください。
5	入札説明書	事業者への支払い	8	2	2-7	2-7-5	(1)		設計・施工業務の「事業者への支払い」についてご教示ください。「設計・施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して支払う。」とあります。入札説明書では本事業の上限額が提示されていますが、この提示額設定時における「各年度出来高」をご教示ください。	設計及び施工に係る各会計年度の出来高予定額は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度（令和4年度）契約金額の約1%程度 ・2023年度（令和5年度）契約金額の約4%程度 ・2024年度（令和6年度）契約金額の約15%程度 ・2025年度（令和7年度）契約金額の約23%程度 ・2026年度（令和8年度）契約金額の約21%程度 ・2027年度（令和9年度）契約金額の約17%程度 ・2028年度（令和10年度）契約金額の約14%程度 で契約締結時に本市が定める額 ・2029年度（令和11年度）残額 なお、予算の都合その他の必要なときは、出来高予定額を変更します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
6	入札説明書	事業者への支払い	8	2	7	5	(1)			「当該年度の出来高予定額」とはどの程度を見込まれているか最低額などあればご教示ください。また、必ずしも前払い貴市へ請求しなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。また、前払請求については、必要に応じて行ってください。
7	入札説明書	各種契約	10	2	2-6					「本事業の落札者は、各種契約と締結し」とありますが、各種契約内容の協議は実施されるとの理解で良いでしょうか。	契約協議としては、総価契約単価合意方式に係る契約協議を想定しています。
8	入札説明書	募集及び選定スケジュール	10	3	3-3					「技術対話の実施（プレゼンテーション含む）」とありますが、プレゼンテーションは代表構成員、構成員による企業体として実施すると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書		10	3	3-3					入札説明書等に関する質疑に対する回答をまとめて公表ではなく、「随時回答」としていただけますでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
10	入札説明書	応募者の入札参加資格要件	12	3	3-4	3-4-2	(1)	②	イ	落札者の決定の日以降であれば、貴市建設工事等指名除外処分になっても、落札者になれるとの理解で良いでしょうか。	落札者決定の通知日の翌日（2022年（令和4年）10月6日）以降であれば、ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
11	入札説明書	応募者の入札参加資格要件	12	3	3-4	3-4-2	(2)	1)	設計業務を行う企業については、管理技術者、照査技術者及び建築担当技術者を選任する事を求められています。土木・機械・電気設計担当技術者の選任は不要と理解してよろしいでしょうか、ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	事業者選定委員について	18	3	3-5	3-5-1			「本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。」 とありますが、「公平性の損なう行為」には、過去に事業者選定委員の学識経験者との間で下記の行為等は含まれず、仮にそのような行為があったことが落札者決定後に判明した場合でも入札参加資格は失われないという理解でよろしいでしょうか。 ・上下水道に関する共同研究 ・上下水道に関する実証実験 ・奨学寄附金など金銭の授受	ご質問の過去の定義が、本事業に係る入札参加資格審査書類の提出日の前日までであれば、ご理解のとおりです。
13	入札説明書	技術対話	23	3	3-9	3-9-2			技術対話において、貴局からの質問事項は事前に通知頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	技術対話を円滑に進めることを目的として、事前通知を行うものとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
14	入札説明書	落札者の決定方法	27	3	3-11	3-11-1			「ただし、総合評価点の最も高い者の入札価格が著しい低価格であったときは、低入札価格調査を実施し」とありますが、調査基準価格の算定方法をご教示願います。	本事業に係る調査基準価格の算定方法は、非公表です。
15	入札説明書	落札者の決定方法	27	3	3-11	3-11-1			福山市建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領 第5条に『価格による失格基準は、調査基準価格に100分の95を乗じた額』と記載されていますが、本事業も採用されるのでしょうか。	本事業に係る入札においては、失格基準を設けません。
16	入札説明書	落札者の決定方法	27	3	3-11	3-11-1			福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領 第3条に記載されている(1)土木関連工事、(2)建築関連工事、(3)建築物の解体工事、(4)プラント設備工事、(5)水道施設工事 ごとに調査基準価格を算定し、合計した金額が調査基準価格になるのでしょうか。	No. 14の回答を参照ください。
17	入札説明書	低入札価格調査	28	3	11	5			低入札調査基準価格の設定についてご教示ください。 ①施工（土木・建築、機械、電気）では、それぞれに設定されるのでしょうか。または、施工1式として設定するのでしょうか。②設定する為の算定式をご教示ください。	No. 14の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
18	入札説明書	低入価格調査	28	3	3-11	3-11-3			最低制限価格に関する記述がありませんが、低入札価格調査基準価格に95/100乗じた価格と考えて宜しいですか。若しくは設定しないのでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
19	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			「本市は、調査対象者に対し、提出期限までに」資料等の提出を求める旨の記載がありますが、調査対象者の通知日から調査実施日までの期間はどれぐらいを想定されているのでしょうか。	1週間程度を想定しています。
20	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			低入札価格調査についてご教示ください。 ①設計・施工業務費と維持管理・運営業務費、それぞれに低入札調査基準価格を設定されるのでしょうか。または、総価金額（設計・施工業務（1）+維持管理・運営業務費（2））に低入札調査基準価格を設定されるのでしょうか。 ②設計・施工業務費と維持管理・運転業務費に適用される算定式をご教示ください。 ③入札価格（9/15提出）において「失格」となる基準価格は設定されるのでしょうか。設定される場合は、その算定式をご教示ください。	No. 14及びNo. 15の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
21	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			低入札価格調査についてご教示ください。 ①設計・施工業務費（設計・土木・建築、機械、電気）では、それぞれの業種毎に低入札調査基準価格が設定されその合計金額が設計・施工業務費全体の調査基準価格となるのでしょうか。 ②業種毎に調査基準価格が設定される場合の算定式をご教示ください。	No. 14の回答を参照ください。
22	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			低入札調査基準価格の設定についてご教示ください。 ①維持管理・運営業務についても施工同様、設定されるのでしょうか。 ②設定される場合、算定式をご教示ください。	No. 14の回答を参照ください。
23	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			低入札価格調査資料の様式をご教示下さい。	技術審査の結果と合わせ通知します。
24	入札説明書	低入札価格調査	28	3	3-11	3-11-3			「③その他本市が求める資料」とは、どのような資料でしょうか、ご教授下さい。	調査対象者に個別に通知します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
25	入札説明書	想定されるリスクの分担	30	4	4-2	4-2-2			リスク分担は各契約書(案)に示す、と有りますが、契約書(案)の公表は2月15日で質問書提出期限が10日と質問の機会が失われております。契約内容やリスク分担を確認・質問検討できずに参加申請すること自体、事業者側が大きなリスクを負う事にもなりますので、質問書提出と参加申請期限を延期することを要望します。	2022年（令和4年）2月15日に入札公告の一部変更について公表しており、事業スケジュールを見直しています。
26	入札説明書	想定されるリスクの分担	30	4	4-2	4-2-2			「本市と工事請負事業者及び維持管理・運営事業者のリスク分担は、各契約書（案）に示す」とありますが、「実施方針 添付資料2 事業に係るリスク分担」で示された項目は全て網羅されていると解釈して宜しいでしょうか。または網羅していない項目は、「実施方針 添付資料2 事業に係るリスク分担」が適用されるのでしょうか。	「実施方針 添付資料2 事業に係るリスク分担」に示すリスクのうち、各契約書（案）に網羅されていない項目については、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
27	入札説明書	入札保証金	32	4	4-4	4-4-2			福山市契約規則第25条第1項第2号の規定の通り、本事業の入札参加資格が認められたグループは、入札保証金が免除されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	入札違約金	32	4	4-4	4-4-3			違約金の納入については、構成員の営業停止処分は非該当とし、落札者が一方的な理由により、契約を締結しない場合に変更して頂けないでしょうか。	各契約書（案）で規定するとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
29	入札説明書	保険	32	4	4-4	4-4-5			各業務期間中における保険は、本事業個別の加入ではなく、各構成員が包括的に加入している保険で担保される場合、本事業個別での加入は不要との理解で良いでしょうか。入札価格を少しでも低減出来る方策かと存じます。	ご理解のとおりです。ただし、保険証書の写し等の提出を求めます。
30	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					No1~3		基本設計では、鋼矢板は引抜きを想定していたのでしょうか、可能であればご教示下さい。	事業用地の北側及び福山港側の2面については、土留め壁を残置する計画としています。
31	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					No1~3		可能であれば、基本設計における工事日数の積み上げ資料をご教示下さい。	工事日数の積み上げ根拠は非公表です。
32	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					No13		本ポンプ場ほか2施設（既設図面）を見ると、既設沈砂池は、増設をして現在の構造となったと考えてよろしいでしょうか。第5、第6沈砂池→第7、第8沈砂池→第1、第2、第3、第4沈砂池の順番でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					No2		新浜ポンプ場改築基本設計業務委託 基本設計検討書【I 共通編】P4-14の杭伏図とP4-15の杭伏図は同じ場所の杭伏図と思われそうですが、杭の配置が異なります。どちらの資料を参考にすればよろしいでしょうか。	P. 4-15の杭伏せ図を正としてください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
34	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					No20		平成21年度福山市中央雨水滞水池実施設計業務委託地質調査報告書には、p3に「レベル表示 港湾レベルTP+2.0m」と記載されていますが、本資料以外にもTP表示以外の柱状図があるのでしたらご教示ください。	配布参考資料に対して、標高表示の補足を以下に示します。 ・No.18_地質調査報告書（中央ポンプ場）：全てのボーリングにおいて、下水道レベル表示を行っています。 ・No.19_地質調査報告書（中央雨水滞水池）H20：全てのボーリングにおいて、TP表示を行っています。 ・No.20_地質調査報告書（中央雨水滞水池）H21：P.3の図面の注記のとおり、既H10、既H13以外はTP表示を行っています。 なお、配布参考資料のうち、各土質調査報告書については、注意書きを付記した上で、再配布を行います。
35	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					注記		「上記参考資料のうち、資料1から6は、参考として示すものであり、これらの資料を前提とした技術提案を行わず、事業者独自の提案を行うこと」とありますが、基本設計を前提とした技術提案は不採用になるとの解釈でしょうか。	技術提案に係る部分の提案（施工計画、施設計画、意匠計画、各種設備計画）を基本設計を前提にした場合、有効な提案として認めない場合があるという趣旨です。
36	入札説明書	添付資料2 本事業に関する参考資料					注記		「資料16は、上水及び下水などの地下埋設物を示したものであるが、あくまでも埋設位置のおおむね図であることに留意すること」とありますが、設計時調査により想定外の事象が判明した場合、協議対象になると解釈して宜しいでしょうか。	設計時調査により想定外の事象が判明した場合は、設計変更対象の協議対象とします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
37	入札参加資格に関する質問に対する回答書	No. 38	13						令和4年2月18日の入札参加資格に関する質問に対する回答書No. 38の回答において、「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書（案）の条項として規定しています。」とありますが、リスク分担表のNo. 23, 24の「住民対応」について、工事請負契約書（案）には「住民対応」に関するリスク内容、負担者の記載がありません。要求水準を満足していることを前提として、住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するものは、リスク分担表のとおり、市が負担者であるとの理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
38	入札参加資格に関する質問に対する回答書	No. 38	13						令和4年2月18日の入札参加資格に関する質問に対する回答書No. 38の回答において、「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書（案）の条項として規定しています。」とありますが、リスク分担表のNo. 46, 47の「工事費増大」について、工事請負契約書（案）には「工事費増大」に関するリスク内容、負担者の記載がありません。住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望の対応や補償など、市の帰責事由による工事費等の増大は、市が負担者であるとの理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
39	入札参加資格に関する質問に対する回答書	No. 38	13						令和4年2月18日の入札参加資格に関する質問に対する回答書No. 38の回答において、「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書（案）の条項として規定しています。」とあるが、実施方針で示したリスク分担表が、契約書（案）のどの条項でどのように規定しているか、提示願います。	各契約書（案）の規定をご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
40	入札参加資格に関する質問に対する回答書	No. 38	13						令和4年2月18日の入札参加資格に関する質問に対する回答書No. 38の回答において、「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書（案）の条項として規定しています。」とあるが、リスク分担表のNo. 23, 24の「住民対応」について、工事請負契約書(案)には「住民対応」に関するリスク内容、負担者の記載がありません。要求水準を満足していることを前提として、住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するものは、リスク分担表のとおり、市が負担者であるとの理解でよいか。	No. 37の回答を参照ください。
41	入札参加資格に関する質問に対する回答書	No. 38	13						令和4年2月18日の入札参加資格に関する質問に対する回答書No. 38の回答において、「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書（案）の条項として規定しています。」とあるが、リスク分担表のNo. 46, 47の「工事費増大」について、工事請負契約書(案)には「工事費増大」に関するリスク内容、負担者の記載がありません。住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望の対応や補償など、市の帰責事由による工事費等の増大は、市が負担者であるとの理解でよいか。	No. 38の回答を参照ください。
42	様式集	様式10-3 技術提案書（概要説明資料）	2	(3)	10-3				様式10-3 技術提案書（概要説明資料）は、様式サイズ：A3、ファイル形式：任意となっていますが、枚数も任意（自由）との理解でよろしいでしょうか。	様式集4-3-2項⑥に記載のとおり、A3判2枚としてください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
43	様式集	共通事項	3	4	4-1				文字のポイントは10.5以上となっておりますが、図、表を添付する場合にはその中に記載する文字のポイントは10.5以下でも構わないと考えてよろしいでしょうか。	図表中の文字は10.5ポイント以下でも構いませんが、見やすい大きさとしてください。
44	様式集	提案書の文字サイズについて	3	4	4-1	⑤			「各様式で指定された枚数制限を厳守すること。」とありますが、提案書の読みやすさ等を考慮し、A4版2枚をA3版1枚と読み替えて作成してもよろしいでしょうか。例えばA4版4枚以内の様式をA3版2枚以内で作成※提案書の書式を整えるには一定の期間が必要となる為、本質問回答期限の3月11日を希望します。	問題ありません。
45	様式集	提案書の文字サイズについて	3	4	4-1	⑥			「各様式に記載する文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。」とありますが、これは様式本文に使用する文字のみに適用すると理解し、図や表に使用する文字や、図面（様式12号）で使用する文字については、常識の範囲内で10.5ポイントより小さい文字サイズを使用してもよろしいでしょうか。※提案書の書式を整えるには一定の期間が必要となる為、本質問回答期限の3月11日を希望します。	No. 43の回答を参照ください。
46	様式集	提案書の文字サイズについて	3	4	4-1	⑥			「各様式に記載する文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。」とありますが、これは様式本文に使用する文字のみに適用すると理解し、図や表に使用する文字や、図面（様式12号）で使用する文字については、常識の範囲内で10.5ポイントより小さい文字サイズを使用してもよろしいでしょうか。	No. 43の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
47	様式集	入札参加資格 審査書類の作 成要領	3	4	4-2	④			様式9-1～9-4は本項に記載されている 「基本協定締結後の各契約締結時に併せ て提出」を正と考えて宜しいですか。 (1, 2ページ表2-1では, 入札参加資格 審査書類等に様式9-1～9-4が含まれてお り, この時点で提出のように読み取れま す)	様式集 4-2 項の④に記載のとおりで す。
48	様式集	各様式のサイ ズ	5	4	4-3	4-3-2	②		「②各様式のサイズはA4判又はA3判とし 〜」との記載がありますが, 提案書の読 みやすさを考慮し, 様式11-2に記載の提 案書サイズについて, A4をA3に読み替え ることは可能でしょうか。(例: A4版4 枚以内⇒A3版2枚以内として作成, A4版2 枚をA3版1枚に換算) ※提案書の書式を 整えるには一定の期間が必要となる為, 本質問回答期限の3月11日を希望しま す。	問題ありません。
49	様式集	各様式のサイ ズ	5	4	4-3	4-3-2	②		「②各様式のサイズはA4判又はA3判とし 〜」との記載がありますが, 提案書の読 みやすさを考慮し, 様式11-2に記載の提 案書サイズについて, A4をA3に読み替え ることは可能でしょうか。(例: A4版4 枚以内⇒A3版2枚以内として作成, A4版2 枚をA3版1枚に換算)	No. 48の回答を参照ください。
50	様式集	提案書の記載 方法について	5	4	4-3	4-3-2	④		「各様式の用紙サイズ (A4 判又は A3 判) を問わず, 用紙の上下左右に 20mm 程度の余白を設けること (図面及び添付 資料を除く)。」とありますが, 各様式 にご指定の余白を設ければ, 読みやす いように段組みや文字色など自由に構成し て記載してよろしいでしょうか。 ※提案 書の書式を整えるには一定の期間が必要 となる為, 本質問回答期限の3月11日 を希望します。	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
51	様式集	提案書の記載方法について	5	4	4-3	4-3-2	④		「各様式用の紙サイズ（A4 判又は A3 判）を問わず、用紙の上下左右に 20mm 程度の余白を設けること（図面及び添付資料を除く）。」とありますが、各様式にご指定の余白を設ければ、読みやすいように段組みや文字色など自由に構成して記載してよろしいでしょうか。	No. 50の回答を参照ください。
52	様式集	設計・施工業務に係る適用歩掛等	6	4	4-3	4-3-3	(1)	2)	「下水道用設計標準歩掛表-ポンプ場・処理場」と実勢見積歩掛に大きな乖離がある場合、実勢見積歩掛を採用して宜しいでしょうか。	本事業の施工業務は、交付金を用いた事業であるため、原則として当該歩掛表に準じて作成してください。ただし、特殊工法の採用や固有の技術を用いる場合などは、メーカー歩掛や見積により算出して構いません。
53	様式集	設計・施工業務に係る適用歩掛等	7	4	4-3	4-3-3	(1)	3)	「下水道用設計標準歩掛表-ポンプ場・処理場」「公共建築工事積算基準」「公共建築工事標準仕様書」「公共建築工事内訳書標準様式(設備工事)」と実勢見積歩掛に大きな乖離がある場合、実勢見積歩掛を採用して宜しいでしょうか。	No. 52の回答を参照ください。
54	様式集	見積書の作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	④	見積内訳書の作成にあたってはレベル 1 から 4 の項目までを分け、とありますが、詳レベル 4 では数量を明示し、単価は記載しない形でも良いでしょうか。	数量を明示できる場合は、単価を記載してください。
55	様式集	見積書の作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	⑤	「見積内訳書を補完するための算定根拠」とは、数量や単価との理解であり、下請業者などの見積ではないとの理解で良いでしょうか。	算定根拠が見積である場合は、見積を添付してください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
56	様式集	見積書作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	①	「本事業の工事請負契約の契約方式は、入札説明書で示したとおり、総価契約単価合意方式を採用する。このため見積金額のうち、一式として計上する項目（費目、工種、種別、細別、以下これらを「項目」という。）がある場合、かかる項目は、事業者の任意性が強いものとして設計変更の対象とならない。このことを踏まえ、可能な限り見積内訳書を細分化して提示すること。」とありますが、応募者が示した見積書において、各工種の数量及び単価のうち、詳細設計等を経て数量が増減した場合、総価契約単価合意方式のため、数量の変更は設計変更の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細設計完了後、総価を変更しない条件において、設計変更を行い、数量を見直した上で、再度単価合意に係る協議を行います。
57	様式集	見積書作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	①	「本事業の工事請負契約の契約方式は、入札説明書で示したとおり、総価契約単価合意方式を採用する。このため見積金額のうち、一式として計上する項目（費目、工種、種別、細別、以下これらを「項目」という。）がある場合、かかる項目は、事業者の任意性が強いものとして設計変更の対象とならない。このことを踏まえ、可能な限り見積内訳書を細分化して提示すること。」とありますが、応募者が示した見積書において、発注者と受注者の協議・合意の下で、見積書に記載のない工種の増加があった場合、総価契約単価合意方式のため、総価契約が変更することとなり、増加した工種は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	見積書及び入札内訳書に記載のない項目は、原則として、設計変更の対象となりません。ただし、合理的な理由により本市が認める場合は、この限りではありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
58	様式集	見積書作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	①	「本事業の工事請負契約の契約方式は、入札説明書で示したとおり、総価契約単価合意方式を採用する。このため見積金額のうち、一式として計上する項目（費目、工種、種別、細別、以下これらを「項目」という。）がある場合、かかる項目は、事業者の任意性が強いものとして設計変更の対象とならない。このことを踏まえ、可能な限り見積内訳書を細分化して提示すること。」とありますが、応募者が示した見積書において、発注者と受注者の協議・合意の下で、単価の増減は発生した場合、総価契約単価合意方式のため、単価が変更することとなり、増減した単価は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	No. 56の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
59	様式集	算定根拠資料	7	4	4-3	4-3-3	(3)		算定根拠が「下水道用設計標準歩掛表－ポンプ場・処理場－」の場合、備考欄に「下水道用設計標準歩掛表－ポンプ場・処理場－」と明記でよろしいでしょうか。	問題ありません。
60	様式集	算定根拠資料	7	4	4-3	4-3-3	(3)		算定根拠が協力企業の見積の場合、備考欄に「協力企業見積」と明記でよろしいでしょうか。	備考欄への記載は、問題ありませんが、根拠となる協力企業の見積書を添付してください。
61	様式集	算定根拠資料	7	4	4-3	4-3-3	(3)		機器又は製作品で自社製品・自社製作品の場合、備考欄に「自社製品単価」「自社製作担当」等の明記でよろしいでしょうか。	問題ありません。
62	様式集	算定根拠資料	7	4	4-3	4-3-3	(3)		見積内訳書（入札内訳書）記載の算定根拠が分かる資料とあるが、自社積算資料でもよろしいでしょうか。	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
63	様式集	算定根拠資料	7	4	4-3	4-3-3	(3)		見積内訳書と入札内訳書の算定根拠が異なってもよろしいでしょうか。また、事業契約後に製作企業の変更は認められますか。	見積内訳書と入札内訳書の算定根拠が異なることは、問題ありません。一方で、事業契約後の製作企業の変更について、構成企業及び協力企業、又は構成員の変更は認められません。下請け企業の変更の場合は、各契約書(案)で定める規定に準じて判断することになります。
64	様式集	見積書作成要領(総価契約単価合意方式)	7	4	4-3	4-3-3	(3)	①	見積書で一式表示した項目に対し、入札書で単価を明示した場合、入札書が優先されると解釈して宜しいでしょうか。	優先される資料は、ご理解のとおりです。ただし、見積内訳書を基に、予定価格を算定するため、様式集に記載のとおり、可能な限り細分化し、算定根拠を添付して提出してください。
65	様式集	見積書作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	②	「金額及び単価については、物価上昇を考慮しないこと」とありますが、工事請負契約書(案)第33条第1項には、「本工事請負契約締結の日から12月を経過した後」とあり、12月以内の著しい物価上昇は適用されないこととなります。上記条項に対し、「本工事請負契約締結の日から後」に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。工事請負契約の締結の日から12か月間は、設計期間中であり、物価変更に対する問題は生じないと判断しています。
66	様式集	見積書作成要領	7	4	4-3	4-3-3	(3)	⑤	見積内訳書を補完するための算定根拠には、具体的にどのような項目、数値を想定されていますでしょうか。	見積内訳書の項目を構成する細別の数値及びその算定根拠となる計算書等を想定しています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
67	様式集	改善技術提案書及び改善見積書について	7	4	4-3	4-3-4			「技術提案の改善通知を受けた応募者は、改善通知に関連する各様式を提出すること」と記載ありますが、様式11-2号の技術提案書については、改善に該当するNo.のみを提出することとし、改善通知を受けていないNo.の再提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	様式集	地域貢献の提案事項（発注割合）	10	5	5-2	5-2-3	⑨		「技術提案書のNo.12 及びNo.13 の地域貢献の提案事項（発注割合）については、技術提案時の見積書（改善見積書を含む。）と入札価格は、異なる場合がありますが、この場合であっても、応募者は入札価格に対する発注割合を技術提案値以上とする義務を負うため、十分に留意すること。」とありますが、具体的にどのように、義務を負うのか、また、発注割合を満足できない場合、ペナルティーはありますか。	技術提案書のNo.12 及びNo.13 の地域貢献の提案事項（発注割合）については、発注割合を遵守する義務を負います。発注割合を満足できない場合は、契約違反及び虚偽の提案を行ったことになるため、基本契約書（案）第20条第1項第3号の規定に基づき、相当期間の是正期間を設けても是正されない場合には、契約を解除するとともに、指名除外措置を行うことがあります。
69	様式集	委任状[代表企業への委任状]	18	様式6号					（様式6号）委任状[代表企業への委任状]についてご教示ください。P.19 委任事項 「5. 下記事業に関する協定の締結について」と記載があります。基本協定書（案）は、P.7に記載のとおり、福山市様と代表企業および構成員がそれぞれ契約を締結するようになっております。「委任事項5. は削除する」という理解で良いでしょうか。	基本協定の締結の権限について委任するという意味です。
70	様式集	技術提案書「No.1 施工計画_工事工程」	43	様式11-2号	No.1				工程表に記載すべき項目（カ）準備工に記載を求められている工事例、細分化の程度についてご教示下さい。	（カ）準備工については、工種ごとの準備工の記載を想定しており、準備工自体の細分化までは想定していません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
71	様式集	技術提案書 「No. 1 施工計画_工事工程」	43	様式 11-2号	No. 1				様式11-2号No1, 2には参考資料の提出に関する記載がありますが、それ以外の様式でも検討した根拠となる資料を提示する必要があると考えております。根拠資料を提案書指定枚数内に記載することは非常に難しいため、参考資料として各様式に添付することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。※提案書の書式を整えるには一定の期間が必要となる為、本質問回答期限の3月11日を希望します。	様式11-2号No. 1, 2のほか、No. 3, 4について、枚数制限なく参考資料の提示を認めます。上記以外で参考資料を提示する場合は、各様式で指定する枚数内に提案書も含めて収まるようにしてください。
72	様式集	参考資料の添付	43	様式 11-2号	No. 1				様式11-2号No1, 2には参考資料の提出に関する記載がありますが、それ以外の様式でも検討した根拠となる資料を提示する必要があると考えております。根拠資料を提案書指定枚数内に記載することは非常に難しいため、参考資料として各様式に添付することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 71の回答を参照ください。
73	様式集	技術提案書 「No. 2 施工計画_施工計画」	44	様式 11-2号	No. 2				技術提案 No.2 施工計画 提案内容イ「流入渠及び放流渠の接続替えに係る・・・記述すること。」と記載があります。基本設計資料より、「放流渠は、分水施設より川へ放流するボックスカルバート部分が放流渠と図示」されております。よって、「放流渠の接続替え」の提案については該当しないと考えますが、よろしいでしょうか。ご教示ください。	ここでは、本ポンプ場の吐出井から分水施設までの流出渠を放流渠と呼んでいます。ご理解のとおり、基本設計資料で示す分水施設から、福山港へ放流する放流渠を指すものではありません。
74	様式集	技術提案書 「No. 7 性能・機能_信頼性」	49	様式 11-2号	No. 7				「本ポンプ場の土木・建築施設及びプラント機械・電気設備の耐久性」とありますが、施工方法、施工管理方法等、施工時の提案も含まれるのでしょうか。	本ポンプ場の土木・建築施設及びプラント機械・電気設備の耐久性を高めるための提案であれば、施工方法、施工管理方法等、施工時の提案も含まれると考えていただいて構いません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
75	様式集	技術提案書 「No. 7 性能・機能_信頼性」	49	様式 11-2号	No. 7	イ			計画雨水量を超える雨水流入について、 現施設での対応方法をご教示下さい。	他の応募者の技術提案を阻害するおそれ があることから、回答を差し控えます。
76	様式集	技術提案 「No. 10 維持 管理・運営— 効率的な維持 管理・運営計 画」	52	様式 11-2号	No. 10				現在、実施されています運転維持管理業 務の組織体制（本ポンプ場他2施設及び その他の既設ポンプ場毎の人数等）につ いてご教示ください。	本ポンプ場ほか2施設については、降雨 がない通常時は2交代の常駐管理を行っ ています。降雨時等の出動体制は、配布 参考資料No. 15_本ポンプ場ほか2施設仕 様書（2020から2021年度）をご確認くだ さい。 その他の既設ポンプ場については、配布 参考資料No. 14_維持管理対象施設条件一 覧表に示すとおり、維持管理を本市直 営、個人又は民間事業者で実施してお り、現状は1名から2名で運転管理と保 守点検を行っています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
77	様式集	技術提案書「No.11 維持管理・運営_段階的拡張計画」	53	様式11-2号	No.11	ア			要求水準書5-1-3(2)「第2フェーズ以降、計装設備及び監視制御設備等の ICT 設備投資を別途工事にて行う」とあります。様式集に記載されているICT設備投資とは、上記の別途工事の費用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	様式集	技術提案書「No.12 地域貢献_施工に関する地域貢献」	54	様式11-2号	No.12				定量的に評価される数値は、市内企業への発注金額（総価）および発注割合であり、様式に記載する「企業形態」「工事区分」「工種」「材料種類」「内容」「数量」「企業名」「発注予定額」は、受注後に変更しても宜しいでしょうか。	定量的に評価する数値は、発注割合のみとなります。詳細は落札者決定基準別紙-1_No.12及びNo.13の留意事項を参照ください。また、No.68の回答を参照ください。様式に記載する「企業形態」「工事区分」「工種」「材料種類」「内容」「数量」「企業名」「発注予定額」は、受注後に変更しても問題ありません。
79	様式集	技術提案書「No.12 地域貢献_施工に関する地域貢献」	54	様式11-2号	No.12				市内企業への発注エビデンスとして、各見積書の添付は不要との理解で良いでしょうか。	必要ありません。ただし、地元企業への発注割合については義務を負うため、No.68の回答を参照ください。
80	様式集	技術提案書「No.12 地域貢献_施工に関する地域貢献」	54	様式11-2号	No.12				(1) 本事業の施工業務に対する事業参画、(2) 本事業の施工業務に対する材料調達 に企業名、金額を記載することとなっておりますが、実発注時に企業が変更(ただし市内企業)、金額が変更されても宜しいのでしょうか。(ただし発注金額合計は技術提案書以上)	No.78の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
81	様式集	技術提案書 「No. 12 地域 貢献_施工に関 する地域貢 献」	54	様式 11-2号	No. 12				各工種毎に企業名を記入するが、本事業 契約後、別の市内企業を採用してもよろ しいでしょうか。	No. 78の回答を参照ください。
82	様式集	市内企業	54 55	様式 11-2号	No. 12 No. 13				各工種毎に企業名を記入するが、想定し ている市内企業を複数社記載してもよろ しいでしょうか。また、本事業契約後、 市内企業であれば、記載していない別の 企業を採用してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
83	様式集	技術提案書 「No. 13 地域 貢献_維持管 理・運営に関 する地域貢 献」	55	様式 11-2号	No. 13				定量的に評価される数値は、市内企業へ の発注金額（総価）および発注割合であ り、様式に記載する「企業形態」「維持 管理形態」「内容」「材料種類」「数 量」「企業名」「発注予定額」は、受注 後に変更しても宜しいでしょうか。	No. 78の回答を参照ください。
84	様式集	技術提案書 「No. 13 地域 貢献_維持管 理・運営に関 する地域貢 献」	55	様式 11-2号	No. 13				市内企業への発注エビデンスとして、各 見積書の添付は不要との理解で良いで しょうか。	No. 79の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
85	様式集	技術提案書 「様式13号要求水準書 チェックリスト」	58～ 104						提案内容の概要は、技術提案書に記述していない事項も箇条書きで記述できるといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	様式集	施工業務に係る金額 3) 機械設備施工費	112 133	様式 14-2号 様式16号	別添1- 6				入札内訳書は様式16号（別添1-6）を参考に作成致しますが、歩掛や経費率については民間企業の積算でも宜しいでしょうか。	No. 52の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
87	様式集	見積内訳書(設計・施工)	113	様式14-2号	別添1-6	2	3)		「注記」3. 各項目の算定根拠が分かる資料(様式任意)を添付すること。」とありますが、算定根拠がわかる資料の添付が不要と判断される場合、資料の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	様式集	見積内訳書(維持管理・運営)維持管理費・運転業務に係る金額	119	様式14-2号	別紙2-4				特別勤務についての考え方についてご教示願います。	雨天時において、当該施設への維持管理従事者の出勤及び運転操作等に係る勤務を指します。
89	様式集	見積内訳書(維持管理運営)	119	様式14-2号	別添2-4				「注記」4. 各項目の算定根拠が分かる資料(様式任意)を添付すること。」とありますが、算定根拠がわかる資料の添付が不要と判断される場合、資料の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	様式集	見積内訳書(維持管理・運営)その他の経費	124	様式14-2号	別紙2-9				その他の経費について想定されている項目例などをご教示願います。	特別目的会社を設立する場合は、設立に係る費用、その他安全衛生費、通信費、旅費交通費、法定福利費、事務用品費、消耗品・備品類費などを想定しています。
91	様式集	施工業務に係る金額 3) 電気設備施工費	134 135	様式14-2号 様式16号	別添1-7				入札内訳書は様式16号(別添1-7)を参考に作成致しますが、歩掛や経費率については民間企業の積算でも宜しいでしょうか。	No. 52の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
92	様式集	入札内訳書 (維持管理・ 運営) ユー ティリティ費	140	様式16 号	別紙2 -5				令和12年度からの電力料金、水道料金、 燃料費、薬品費を算出にあたり、追加の 参考資料をご教示願います。	様式集4-3-3項(3)⑦を参照くだ さい。
93	様式集	入札内訳書 (維持管理・ 運営) 修繕費	141	様式16 号	別紙2 -6				新設の新浜ポンプ場以外の2施設の突発 修繕以外の修繕計画をご教示願います。	修繕計画は、応募者の技術提案内容とな るため、各施設の経過年数、設備内容等 を基に、提案してください。
94	様式集	入札内訳書 (維持管理・ 運営) 1. 維 持管理・運営 業務に係る金 額(本ポンプ 場ほか2施設 等) (3) 修 繕費	141	様式16 号	別添2- 6				事業開始以降、入札内訳書の修繕費合計 に変更が無く、かつ、貴市との協議によ り合意となった場合、「軽微な修繕・定 期修繕・大規模修繕費の費目間での増減 変更」は、可能であるとの理解で宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
95	様式集	入札内訳書 (維持管理・ 運営) 1. 維 持管理・運営 業務に係る金 額(本ポンプ 場ほか2施設 等) (3) 修 繕費	141	様式16 号	別添2- 6				事業開始以降、入札内訳書の修繕費合計 に変更が無く、かつ、貴市との協議によ り合意となった場合、「軽微な修繕・修 繕費・大規模修繕費の実施年度の変更修 正」は可能であるとの理解で宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
96	様式集	入札内訳書 (維持管理・ 運営) 維持管 理費	143	様式16 号	別紙2 -8				特別勤務についての考え方についてご教 示願います。	No. 88の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
97	要求水準書	対象施設	4	2	2-1	2-1-1			今回対象15施設及び将来51施設の系統がわかる資料、汚水、雨水処理の各施設とのつながりがわかる資料をご提供頂きたい。	No.1の回答を参照ください。
98	要求水準書	対象施設	4	2	2-1	2-1-1			対象15施設に「松浜ポンプ場」は記載されておりません。対象外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	基本条件	5	2	2-1	2-1-2	(1)		現状における施設の運用状況が、今後の維持管理または運営期間中に変更される可能性はあるでしょうか。	要求水準書2-1-2項(1)に示す処理フローの変更は、想定していません。
100	要求水準書	基本条件	5	2	2-1	2-1-2	(1)	3)	雨水滞水池の上澄水5,000m ³ は、降雨終了後に高速ろ過にて高速ろ過をかけて福山港に放流するとなっておりますが、雨水滞水池の水は本来全量本庄花園幹線へ送水し、高級処理するのではないのでしょうか。現在の合流改善システム(雨水滞水池、高速ろ過)に関する報告書をご提供下さい。過去に提供された「合流式下水道改善計画策定業務委託報告書」は計画策定当初のものであり、高速ろ過などで評価したものではありません。	運転方案としては、要求水準書に記載のとおりです。雨水滞水池の設計計算書等を追加資料として配布します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
101	要求水準書	木之庄松浜幹線	5	2	2-1	2-1-2	(1)		1行目～3行目の文章を読み取ると、新浜ポンプ場への流入渠は「木之庄松浜幹線」で、本庄花園幹線は、新浜ポンプ場を経由した後の、松浜分水までの管路施設と読み取れます。つまり、新浜ポンプ場への晴天時・雨天時流入は、木之庄松浜幹線のみからと捉えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。配布参考資料No. 38_下水道台帳も合わせてご確認ください。
102	要求水準書	基本条件	5	2	2-1	2-1-2	(1)		現状の芦田川浄化センターへの流量制限は、合流改善計画で見込まれている送水量に合わせた運用がなされているということによろしいでしょうか。	現在の運用としては、芦田川浄化センターへの送水量を45,000m ³ /日に設定しています。この数値を基に、流域単位の合流改善の負荷削減を広島県が算定しています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
103	要求水準書	基本条件	5	2	2-1	2-1-2	(1)		雨水滞水池，高速ろ過の運用について，今後予定されている内容（運転や運用の変更など）があればご教示ください。	No. 99の回答を参照ください。
104	要求水準書	計画雨水量 9.22m ³ /秒	6	2	2-1	2-1-2	(2)	1)	本ポンプ場の上流域における溢水リスクの有無を検討するために，事業計画で位置付けた際の計画排水量9.22m ³ /秒を確認できる流量計算書(分水量，管渠仕様，地盤高さが確認できるもの)及び縦断図の提示をお願いします。	管路仕様，地盤高及び縦断関係は，No. 438の回答を参照ください。 なお，計画雨水量である9.22m ³ /秒は下水道事業計画上で位置づけられている数値ではありますが，その根拠となる流量計算書はありません。
105	要求水準書	電気設備主任技術者について	8	2	2-2	2-2-2	(1)	①	委託レベル1の期間となる設計・建設期間中における電気設備主任技術者の保安規定および保守点検は事業範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書5-1-3項(2)表5-1に示す対象施設の業務範囲，5-5-1項(4)⑤に示すとおり，委託レベルに関わらず業務範囲となります。
106	要求水準書	維持管理・運営業務の拡張計画について	10	2	2-2	2-2-4			表2-3記載の各フェーズにおいて追加される雨水排水施設（第4フェーズ時点で計51施設）について，拡張計画を踏まえ設備計画及び維持管理計画を行うため，フェーズごとの施設名称及び住所等の情報をご教示いただけますようお願い致します。	No. 1の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
107	要求水準書	津波浸水位	13	2	2-3	2-3-3	(1)		※1において、「地盤高を変更する場合は、適宜、津波浸水高およびせき上げを考慮した対策水位を変更すること」との記載がありますが、対策水位はTP+2.81mは固定ということによろしいでしょうか。	①津波浸水深TP+2.81m及び②せき上げを考慮した対策水位TP+3.37mは固定値となります。ご質問にある対策水位が①と②の表現が混在しているため、十分に注意してください。①は構造計算に使用する水位、②は浸水対策を行う水位を示します。
108	要求水準書	作業時刻	20	2	2-5	(1)	1)		作業時刻は「22時～翌日6時の時間内でないこと」とありますが、所管警察等との協議により、作業時間が22時～翌日6時となった場合は、変更の対象でしょうか。	関連機関協議の結果による設計変更は、発生した事象及び協議結果を踏まえ、適宜判断します。
109	要求水準書	作業時刻	20	2	2-5	(1)	1)		作業時刻は「22時～翌日6時の時間内でないこと」とありますが、事業費上限額において、夜間工事費用は計上されていますか。	原則夜間工事は避けてください。やむを得ず夜間工事を行う場合は、No.108の回答を踏まえ、適宜判断します。
110	要求水準書	工事監理	26	4	4-1	4-1-2			本業務における工事監理の定義及び監理内容について、ご教示お願い致します。類似のDBO事業では、別途発注により、モニタリング業務(設計監理・工事監理等)を第三者へ委託していることが多くみられますが、本事業においては、どのようにお考えでしょうか、ご教示お願い致します。	工事監理の定義は、要求水準書1-3項⑩及び4-1-2項をご確認ください。また、4-1-2項で定める工事監理は、工事請負事業者が各工種の工事を実施する施工監理を示したものです。なお、設計、施工及び維持管理・運営業務に係るモニタリング業務は、第三者に委託する場合があります。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
111	要求水準書	工事監理	26	4	4-2	4-4-1			工事請負事業者は、各工種に係る工事監理を行うものとする。と記載されていますが、「土木、機械設備、電気設備」は工事監理は不要と考えてよろしいでしょうか。また、維持管理についても不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 110の回答を参照ください。
112	要求水準書	敷地境界について	27	4	4-1	4-1-3	②		「本ポンプ場と隣接する松浜ポンプ場の敷地については、添付資料2「事業用地資料」に示す敷地境界を基に、敷地境界を明示するフェンス等を設置し、敷地を分離すること。」とありますが、松浜ポンプ場敷地内の新浜ポンプ場との間の通路は、松浜ポンプ場の維持管理車両は通行しないという理解でよろしいでしょうか。	本ポンプ場と松浜ポンプ場との間の通路の取り扱いについては、No. 122の回答を参照ください。
113	要求水準書	耐震性能	28	4	4-1	4-1-7	(3)	①	「本ポンプ場の機械・電気設備及び建築機械・建築電気設備の耐震設計に当たっては、本ポンプ場の土木構造物及び建築構造物の耐震性能と相互に整合を図った耐震設計とすること。」とありますが、耐震設計の対象は「本ポンプ場」を示す「新設新浜ポンプ場」であり、「既設本ポンプ場」及び中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、耐震設計の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書	新浜ポンプ場電気料金について	29	4		4-1-9	(1)	1)	限られた事業用地内でのポンプ場更新のため、新・旧設備の段階的更新が必要になります。工事期間中に新浜ポンプ場の新受電への切替を行います。新・旧設備を稼働しながらポンプ場を運用します。設計・施工期間は委託レベル1に該当するため、新受電の電気料金の支払いは貴局と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
115	要求水準書	取引用計測器	29	4	4-1	4-1-9	(1)	1)	引込盤に設置する取引用計測器は電力会社から支給されるものと考えて宜しいでしょうか	取引用計測器は、事業者において設置してください。
116	要求水準書	上水	29	4	4-1	4-1-9	(2)	1)	「工事請負事業者は、公道下の配水管へ接続する給水管を設置すること。また、工事請負事業者又は維持管理・運営事業者が使用した水量を把握するため、事業用地内の公道側から確認しやすい位置に量水器を設置すること。」とありますが、現在、本ポンプ場（既設新浜ポンプ場）は上水の設置を行っているか。上水の設置を行っている場合、その具体的な資料の提供をお願いします。	既設本ポンプ場では、上水の引込を行っています。配布参考資料No.16_その他参考図面をご確認ください。
117	要求水準書	上水	29	4	4-1	4-1-9	(2)	2)	「工事請負事業者は、本ポンプ場の事業用地内に設置する量水器以降の給水管から分岐し、松浜ポンプ場の敷地内の給水管に接続すること。 また、松浜ポンプ場で使用する水量を把握するため、事業用地内に前出の量水器とは別の副メーターの量水器を設置し、毎検針月における副メーターの水量について、本市へ報告すること。」とありますが、現在、松浜ポンプ場は、単独で上水の設置を行っているか。上水の設置を行っている場合、その具体的な資料の提供をお願いします。	No.116の回答を参照ください。 また、松浜ポンプ場の上水の引込は、既設本ポンプ場の給水管から分岐して、副メーターを設置して運用しています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
118	要求水準書	上水について	29	4	4-1	4-1-9	(2)	2)	「本ポンプ場の事業用地内に設置する量水器以降の給水管から分岐し、松浜ポンプ場の敷地内の給水管に接続すること」とありますが、口径選定のため、松浜ポンプ場の使用水量（ピーク水量）をご提示願います。	様式集4-3-3項(3)⑦表4-1※1を参照ください。
119	要求水準書	上水について	29	4	4-1	4-1-9	(2)	2)	「本ポンプ場の事業用地内に設置する量水器以降の給水管から分岐し、松浜ポンプ場の敷地内の給水管に接続すること」とありますが、新浜ポンプ場及び松浜ポンプ場の上水管に関する配管平断面図及びフローシートをお示しいただけないでしょうか。	No. 117の回答を参照ください。
120	要求水準書	新浜ポンプ場の下水排水について	29	4	4-1	4-1-9	(3)	1)	① 「本ポンプ場から発生する生活排水など汚水は、公道から1m以内の事業用地内の位置に取付ますを設置し、排水すること」とありますが、現在の新浜ポンプ場の汚水管に関する配管平断面図及びフローシートをお示しいただけないでしょうか。	本ポンプ場の事業用地内の既設宿舎からの汚水排水の図面がありません。既設宿舎が有する機能は、仮眠室、シャワー室、給湯室、エアコン、トイレとなります。提案においては、汚水配管の延長等を想定し、撤去に係る見積等を行ってください。
121	要求水準書	松浜ポンプ場の下水排水について	30	4	4-1	4-1-9	(3)	1)	② 「松浜ポンプ場から発生する生活排水など汚水は、本ポンプ場の事業用地内に設置する汚水管又は汚水ますに接続し、排水すること」とありますが、松浜ポンプ場の汚水管は、参考資料30_松浜本往生図面（汚水）の3枚目に示されているユニットトイレから新浜ポンプ場 汚水沈砂池までの1系統のみという理解でよろしいでしょうか。上記以外に汚水管がある場合、配管平断面図及びフローシートをお示しいただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
122	要求水準書	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	4)	④	<p>要求水準書（案）に関する質問に対する回答（2021年12月3日公表）の質問回答No.112では、「隣接する松浜ポンプ場のとの境界を明確とし、双方の動線を確保することとあるが、敷地境界の位置とポンプ場間の動線は、車両の通行を想定しているのでしょうか。」という質問に対し、「車両の通行は想定していません。人及び台車による動線確保を想定しています。」とあります。</p> <p>この場合松浜ポンプ場の地下燃料タンクへの給油は、境界フェンスの新浜ポンプ場側から行うことになる想定しますが、「隣接する松浜ポンプ場のとの境界を明確とし、双方の動線を確保すること」について貴市の基本的な考え方（意図）をご教示ください。</p>	<p>従前の松浜ポンプ場及び既設本ポンプ場の管理は、複数の維持管理企業に運転管理を委託し、それぞれの施設管理を本市が担ってきました。本事業においては、包括的民間委託を採用し、委託レベルも1から3とします。このことで、来訪者の安全管理、不法侵入者の対策等の措置を講じる義務が当該事業者が発生します。この義務を達成するための必要な措置として、松浜ポンプ場と本ポンプ場の敷地境界を明確に区分する境界フェンスを設置するものです。</p> <p>ご質問にある松浜ポンプ場の燃料タンクへの給油は、本ポンプ場の場内道路を利用して行うことになるため、適時本事業の維持管理・運営事業者と調整を図り、作業を行うことを想定しています。</p>
123	要求水準書	施工に関する要求水準	32	4	4-2	4-2-1				<p>工事用地について、「中央雨水滞水池及び中央ポンプ場の一部用地を無償で借地可能」と考えてよいでしょうか。</p>	<p>土地利用方法に応じた各種対策を講じた上であれば、基本的に問題ありませんが、土砂流出対策、土砂の有害物質の含有等により、判断が異なりますので、設計時の協議事項とします。</p>

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
124	要求水準書	仮設土工について	33	4	4-2	4-2-3	④		「当該敷地の土壌は、近隣の施工実績より、環境基本法に定める土壌環境基準値を超える有害物質が含まれている可能性（自然由来）がある。」とありますが、実際に施工時に有害物質を検証した場合、処分費や工期延長等については、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	隣接する中央雨水滞水池の築造工事において、土壌汚染に係る調査を行っています。配布参考資料No. 21 土壌調査報告書（中央雨水滞水池）H23をご確認いただき、土壌処理・処分に係る対策費を計上してください。本事業費としては、掘削土の全量を土壌処理・処分が必要なものとして、かかる費用を計上しています。詳細設計時の調査結果に差異が生じた場合は、増額又は減額の設計変更の対象とします。ただし、設計変更の対象となることを理由として、技術提案及び見積時に、明らかに小さく見積っていると本市が判断した場合には、改善通知の対象となりますので、留意してください。
125	要求水準書	土壌中の有害物質の対応	33	4	4-2	4-2-3	④		当該敷地の土壌は、（中略）土壌環境基準値を超える有害物質が含まれている可能性（自然由来）がある。このため、仮設土工に当たっては、（中略）工事請負事業者が策定する施工計画に基づき、適宜関係部局と調整・協議を行い、必要な措置を講じることとありますが、関係部局と調整・協議を行い、必要な措置を講じた際の費用は、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 124の回答を参照ください。
126	要求水準書	場内道路	34	4	4-2	4-2-4	(3)	②	新設するポンプ棟に寄り付ける場内道路を設けるために、事業用地の東側（現況法面部）を造成することを提案した場合、既設放流渠の上部を埋め戻すこととなりますが、この場合、分水榭～福山港までの放流渠の構造照査が必要になりますので、配筋図と設計時の構造計算書を提供お願いします。	配筋図、構造計算はありません。構造図により想定し、提案を行ってください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
127	要求水準書	門扉について	34	4	4-2	4-2-4	(4)	⑤	「本事業の本ポンプ場の改築に当たっては、前号で示した敷地境界を明確にすることをはじめ、既設の門扉等を撤去し、本ポンプ場及び松浜ポンプ場用の門扉をそれぞれ新規に設置すること。」とありますが、松浜ポンプ場用の門扉は、歩道に面する敷地境界に2つ並べて設置する（添付資料2に示される事業用地外に設置する）という理解でよろしいでしょうか。 その場合、本事業範囲を明確していただきたいため、松浜ポンプ場用の門扉位置を含む事業用地の変更図をお示しいただけないでしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。後段のご質問については、本ポンプ場及び松浜ポンプ場の敷地境界線及び門扉の位置を詳細設計時の協議事項とし、技術提案を考慮した上で、適宜添付資料2事業予定地資料の事業範囲を変更します。
128	要求水準書	2方向避難	36	4	4-3	4-3-2		⑥	⑥の要求水準について、地下階を2以上の止水区画を計画した場合はそれぞれの区画で1箇所以上の避難路（階段）を設け、合計2箇所以上の避難経路を確保するという認識でよいでしょうか。地下階を1の止水区画とする場合は、1以上の避難路（階段）を確保するという認識でよろしいでしょうか。	それぞれの地下階の区画において、2か所の避難通路（階段等）を確保した計画としてください。
129	要求水準書	手洗い場	40	4	4-4	4-4-2	(1)	②	手洗い場は単独で設けるのではなく、トイレ、又は給湯室と兼用とすることは可能でしょうか？	雨水ポンプ場の機能及び維持管理を考慮した上で、適切な提案を行ってください。 また、ご提案の内容は、施設計画、維持管理性等の評価に影響するため、十分考慮したものとしてください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
130	要求水準書	建築機械設備	41	4	4-2	4-4-2	(4)	①	要求水準(案)に関する質問に対する回答書、No.119において、「消火設備」について、「関連機関協議は、実施設計時に行ってください。消火設備等の仕様については、入札公告時に示しますので、この仕様に基づき技術提案を行ってください。また、実施設計時に行う関連機関協議により、消火設備の仕様が変更となり、事業費の増減が発生する場合は、入札公告時に示す各契約書等に基づき、適切な対応を行います。」と記載がありますが、要求水準書に消火設備の仕様の記載がありません。事業者提案とし、事前確認は契約後であるため、指導事項によって追加で発生する費用は、貴市の負担でよいと考えてよいでしょうか。ご教示ください。	基本設計時の関連機関との協議結果を踏まえ、消火設備に係る基本条件を設定します。本回答と同時に公表する別紙-1を参照ください。
131	要求水準書	松浜ポンプ場受電について	48	4	4-6	4-6-2	4)	②	「松浜ポンプ場の既設受電盤に接続を行うこと。」とありますが、ケーブル接続替えに伴う停電作業において、既設設備の停復電作業および既設施設養生作業は貴局にて実施して頂けるものと考えますがよろしいでしょうか。	本市立会いのもと、事業者にて実施するものをご理解ください。
132	要求水準書	設備計画	48	4	4-6	4-6-2	4)	⑤	「松浜ポンプ場の電気料金は、本事業の維持管理・運営業務に含み、精算対象とする。」とありますが、要求水準書2-2-1対象施設に松浜ポンプ場の記載はありません。松浜ポンプ場の扱いについてご教示下さい。	松浜ポンプ場の取り扱いについては、要求水準書4-6-2項及び4-1-9項、様式集4-3-3項(3)⑦表4-1※1を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
133	要求水準書	松浜ポンプ場の電気料金について	48	4	4-6	4-6-2	4)	⑤	「なお、松浜ポンプ場の電気料金は、本事業の維持管理・運営業務に含み、精算対象とする。」とありますが、具体的な時期として、委託レベル3以降と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	運転時間	49	4	4-6	4-6-3	3)	②	運転時間12時間以上とする、と有りますが、12時間の設定根拠をご教示お願いします。	本市が管理する他の雨水排水施設と整合を図ったものです。
135	要求水準書	設備計画	50	4	4-6	4-6-7	3)	①②	第4フェーズまでの対象51施設の内、松浜ポンプ場、雨水滞水地、中央ポンプ場以外の施設について、一部「維持管理対処施設調書」にてご提供頂いている施設の資料はありますが、ITVの必要台数を推測するため、全ての施設の「維持管理対象施設調査」をご提供頂きたい。	No.1の回答を参照ください。
136	要求水準書	遠方監視場所	51	4	4-6	4-6-8	3)	①	ここでいう「遠方」とは、中津原浄水場の事でしょうか。そこ以外であればどこかご教示お願いします。	事業者の監視制御場所を指します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
137	要求水準書	設備計画	51	4	4-6	4-6-8	3)	④⑤	新浜ポンプ場に取り込む、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の信号を既設設備から取り出す改造は、別途発注工事と考えてよろしいでしょうか。	今回の事業範囲となります。
138	要求水準書	試運転	51	4	4-8	4-8-1	1)		要求水準書（案）に関する質問に対する回答（2021年12月3日公表）の質問回答No. 19では、「試運転及び性能試験に使用した用水は系外へ排出できるものと考えて宜しいでしょうか。」という質問に対し、「協議事項とします。」とあります。提案時点では、試運転用水は全て系外へ排出できるものとしてご提案いたしますので、実施時に排出方法に変更があった場合は、設計変更対象として追加精算協議をしていただけないという理解でよろしいでしょうか。	新浜処理区の特性（合流式）を考慮した試運転計画を提案してください。
139	要求水準書	流入管渠の耐震補強	54	4	4-7	4-7-1	1)		耐震補強の範囲が、既No. 16～既No. 17の区間の一部となっていますが、既No. 17～新浜ポンプ場までの区間の耐震補強は不要という認識でよろしいでしょうか。また、提案設計の内容により、既No. 17～新浜ポンプ場までの区間の耐震補強が必要な場合は、変更対象となりますでしょうか。	既No. 17から新浜ポンプ場までの区間は、流入渠として新設を想定していません。提案により既設の幹線を耐震補強して継続利用する場合は、見積書及び入札価格において考慮してください。
140	要求水準書	流入管渠の耐震補強	54	4	4-7	4-7-1	1)		既設流入渠の配筋図の提示は可能でしょうか。	配筋図はありませんが、配布参考資料No. 24-2_下水道管渠総合地震対策報告書(2-2) H26のP. 7-1116のP. 3-1562の2. 4)をご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答	
			頁	章	節	項					
141	要求水準書	本ポンプ場に 係るバイパス 管	54	4	4-7	4-7-2				本ポンプ場の流入井と松浜ポンプ場間を維持管理用のバイパス函渠と連絡ゲートは、要求水準書2-1-2(1)処理フローに記載がありません。 現在の運用方法についてご教示下さい。	本ポンプ場及び松浜ポンプ場の排水能力を鑑み、雨水の相互融通を図っています。具体的には、新浜ポンプ場のポンプ室内に設置している松浜ポンプ場遠隔操作盤により、連絡ゲート、松浜ポンプ場のNo. 3ポンプ及びNo. 4ポンプの操作を行っています。
142	要求水準書	施工期間中の 沈砂池水面積 負荷	55	4	4-8	4-8-1	(2)	②	イ	沈砂池水面積負荷について、切替過渡期は既設の能力から低下してしまいますが、切替期間中における、水面積負荷の制限値等は特にないとの理解で良いでしょうか。	切替期間中の沈砂池の水面積負荷については、制限は設けないですが、要求水準書に記載のとおり、既設の能力をできるだけ低下させないよう段階的施工を行ってください。
143	要求水準書	撤去工事手順	55	4	4-8	4-8-1	(2)	②	イ	「沈砂池の水面積負荷は、沈砂池の通過流速、砂の沈降速度等を鑑み、既設の能力をできるだけ低下させないよう段階的施工を行うこと」とあるが、計画では最も厳しい状態で既設の沈砂池を3池のみ(第5, 第6, 第7沈砂池)の使用を考えている。問題ないか。	No. 142の回答を参照ください。ご質問については、技術提案に関する内容でもあるため、回答を差し控えます。
144	要求水準書	撤去工事手順	55	4	4-8	4-8-1	(2)	②		供用中の既設沈砂池上の機械類(例えば除砂機)について、別途、維持管理方法(例えばバキュームによる吸引)を考えれば、供用中であっても撤去することは可能でしょうか	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
145	要求水準書	事前調査	56	4	4-8	4-8-2	①		<p>アスベスト調査等，撤去工事において必要となる調査は，貴市で実施されていないと解釈して宜しいでしょうか。この場合，見積金額にはアスベスト除去費用等は計上しなくて良いと解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書4-8-3項で示すアスベスト調査，除去及び処分に係る費用，解体によって発生する廃棄物等の収集，運搬及び処分等の項目・費用は全て計上してください。</p> <p>なお，数量の算出に当たっては，既設本ポンプ場の設置年度及び施設規模等を鑑み，数量を想定してください。詳細設計時の調査結果に差異が生じた場合は，増額又は減額の設計変更の対象とします。ただし，設計変更の対象となることを理由として，技術提案及び見積時に，明らかに小さく見積もっていると本市が判断した場合には，改善通知の対象となりますので，留意してください。</p>
146	要求水準書	事前調査	56	4	4-8	4-8-2	①③		<p>PCB含入機器は，納入企業でないとわかりません。発注者から既設企業にPCB含入機器の調査を依頼して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>No. 145の回答を参照ください。PCB含入機器の想定については，当該機器の設置年度等を鑑み，調査数量を想定してください。</p>
147	要求水準書	土地の履歴	56	4	4-8	4-8-2	②		<p>本ポンプ場事業用地における土地の履歴についてご教授願います。</p>	<p>土地の履歴調査は，実施できていません。No. 124の回答を参照ください。</p>
148	要求水準書	事前調査	56	4	4-8	4-8-2	②		<p>ダイオキシン類濃度，重金属類等の測定に必要となる調査は，貴市で実施されていないと解釈して宜しいでしょうか。この場合，見積金額にはダイオキシン類濃度，重金属類等の対策費用は計上しなくて良いと解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>ダイオキシン類濃度，重金属類等の調査は，実施していません。かかる費用の計上等については，No. 145の回答を参照ください。</p>

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
149	要求水準書	既設本ポンプ場の撤去工事	56	4	4-8	4-8-3	①③		PCB含入機器は、事業者では処分できません。 PCB含有機器が撤去機器であった場合は、発注者が保管することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書	試運転	58	4	4-9	4-9-1	(1)	①	試運転は、原則として実負荷運転を実施すること、と記載がありますが、実負荷であれば、小水量・短時間での運転でも宜しいでしょうか。また、実負荷運転は、実降雨での運転という事でしょうか。	新設本ポンプ場の試運転は、モーター単体試運転及び小水量・短時間での運転で構いません。ただし、運転開始後、実降雨時において、実負荷での試運転を再度実施してください。
151	要求水準書	試運転	58	4	4-9	4-9-1	(1)	⑦	「本ポンプ場の完成後、実降雨を対象とする運転を実施すること。」とありますが、本ポンプ場の完成とは、①新設ポンプ運転開始時（仮運用期間）②工事完了後のどちらのタイミングで考えているのでしょうか。	No. 150の回答を参照ください。
152	要求水準書	性能試験	58	4	4-9	4-9-1	(2)	②	性能試験期間中の運転に必要な水は、と記載があるが、必要な水とは必ずしも実降雨ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答	
			頁	章	節	項					
153	要求水準書	業務の履行	62	5	5-4		②		「既存の維持管理事業者（本市直営分及び個人事業者含む。）と十分に調整し、既存維持管理事業者の知見及び運転管理技術を習得すること」とありますが、提案内容の検討においても運転管理や修繕記録等の開示が必要と考えており、個人事業者該当施設を含めた公開予定および内容についてご教示頂けないでしょうか。	現時点で配布している参考資料が全てとなります。	
154	要求水準書	業務の履行	63	5	5-4			⑨	ア	次亜塩素酸ソーダの過去3か年の年間使用量をご教示ください。	2018年度から2020年度の次亜塩素酸ナトリウムの年平均使用量は、既設本ポンプ場が7,670L/年程度、中央ポンプ場が7,430L/年程度となります。
155	要求水準書	消毒設備	63	5	5-4		⑨			主たる搬出入車輛の使用として次亜塩素酸ソーダ10tタンクローリー車の記載がありますが、改築後における本ポンプ場沈砂池への次亜塩素酸ナトリウム注入は要求水準として捉えてよろしいでしょうか。もしくは、このローリー車の使用は中央ポンプ場または中央雨水滞水池での使用を前提としたものであり、改築後の本ポンプ場における使用を指すものではないと捉えてよろしいでしょうか。	合流改善施設を使用せず、直接放流を実施する場合には、次亜塩素酸ソーダの注入を行ってください。
156	要求水準書	保守点検業務	65	5	5-5	5-5-1	(4)	⑨		各種法令点検を行うこととされていますが、現在実施されている法令点検の内容についてご教示ください。	消防用設備点検、昇降機設備保守点検、地下重油タンク漏洩検査、天井クレーン点検となります。また、これ以外にも配布参考資料の保安規定もご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
157	要求水準書	修繕業務	66	5	5-5	5-5-1	(5)	④	軽微な修繕費用130万×5件×20年＝1億3千万（税込）は事業費上限金額1,893百万に含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	本ポンプ場ほか2施設の施設・設備の設置年数を鑑み、軽微な修繕費用を計上しています。
158	要求水準書	修繕業務	66	5	5-5	5-5-1	(5)	⑤	事業者が提案し、かつ必要と判断した大規模修繕や定期修繕が、貴市起因により計画通り実施されない場合、それ以降の事業期間においての性能保証は要求されないとの理解でよろしいでしょうか。	本市は、事業者が提案する年度別修繕計画を計画どおりに実施できるよう予算措置等の調整を行います。予算措置がでず、計画どおりの修繕が行えない期間は、ご理解のとおりです。
159	要求水準書	廃棄物管理業務	69	5	5-5	5-5-1	(11)		現在契約している排出事業者、収集運搬事業者、処分業者は電子マニフェストに登録しているのでしょうか。	未登録です。当該事業の事業者主導で廃棄物事業者（収集運搬事業者及び処分業者）の登録を行ってください。なお、登録において必要な調整は、本市、当該事業者、廃棄物事業者の3者間で実施します。
160	要求水準書	物品その他の調達及び管理業務	70	5	5-5	5-5-2			「以下に挙げるものは全て維持管理・運営事業者が負担」とありますが、これは、「本ポンプ場ほか2施設等」は2029年度まで、その他の既設ポンプ場等は2027年度までは該当しないと考えてよろしいでしょうか。（P61表5-1対象施設の業務範囲）	ご理解のとおりです。
161	要求水準書	その他							施工業務期間中において、事業用地外である中央ポンプ場・中央雨水滞水池・松浜ポンプ場敷地内に作業所用・資材置場用・駐車場用に敷地を無償で借用させて頂けないでしょうか。	No.123の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
162	要求水準書	その他							1号汚水ポンプ現場操作盤とポンプ棟北東側の柱の付近に設置している、既設ポンプ（40A×32A、1.5kW）の用途、現状の使用有無、配管図等をご提示いただけないでしょうか。（仮設必要要否の検討に使用します）	既設本ポンプ場の全汚水ポンプ設備は、現在使用していません。汚水配管の既設図は、配布参考資料No.13_本ポンプ場ほか2施設（既設図面）をご確認ください。
163	要求水準書	その他							既設次垂ポンプの吐出配管について、現地を確認しましたが地中埋設されており吐出先が不明でした。注入ルート等が判る図面等をご提示いただけないでしょうか。（仮設必要要否の検討に使用します）	現地確認結果を基に、注入位置を想定してください。
164	要求水準書 添付資料1	対象施設の位置							添付資料1はフェーズ1までの施設の地図の位置が記載されていますが、フェーズ2以降の場外施設の位置を提供いただけないでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
165	要求水準書 添付資料2	事業予定地							添付資料2 事業用地資料がありますが、北東側の境界線は隣地境界線と考えてよろしいでしょうか。（斜線制限等を検討するため）	北東側の境界線は、敷地境界線です。
166	要求水準書 添付資料2	事業予定地							添付資料2「事業用地資料」で示される事業予定地に北側道路からのアクセス道路を工事期間中だけでも設置することは可能でしょうか。	基本的には、問題ありませんが、関係機関協議が必要となります。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
167	要求水準書 添付資料 2	事業予定地							添付資料 2 「事業用地資料」で示される事業予定地内に、松浜ポンプ場と分水施設の間に建屋の横のトイレが含まれています。このトイレは事業者で解体・撤去するという理解でよろしいでしょうか。事前に貴市で移設の予定があれば移設先と合わせてご教示ください。	基本的には、移設や撤去を行う予定はありません。事業者の技術提案を踏まえ、適宜詳細設計時の協議事項とします。
168	要求水準書 添付資料 2	事業予定地							添付資料 2 「事業用地資料」で示される事業予定地付近に、松浜ポンプ場と分水施設の間に建屋があります。この建屋への電気設備配管、給水配管、排水配管の場内の系統図（事業範囲に該当の配管等がないか、本事業の施工に支障がないかを確認できる図面）をご提示ください。	配布参考資料No. 16_その他参考図面及びNo. 30_松浜ポンプ場図面（汚水）をご確認ください。
169	要求水準書 添付資料 2	敷地境界線							添付資料 2 で示された事業用地について、北側As舗装部（松浜東川口 1 号線から分岐し、福山ゴム工業（株）へ通じる通路部）と接する範囲は、建築基準法上の道路ではなく、隣地境界線と判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書 添付資料 3	計測業務							添付資料 3 の表（計測業務に係る測定頻度等）で放流水質BODの測定がありますが、これは簡易計測でよろしいでしょうか。それとも環境計量証明が必要でしょうか。	下水の水質の検定方法等に関する省令第 5 条、第 8 条の規定に基づき実施してください。なお、環境計量証明は必要です。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
171	要求水準書 添付資料3	計測業務							要求水準書P23において「維持管理に係る悪臭の基準値を敷地境界内において満足すること」とありますが、添付資料3の表（計測業務に係る測定頻度等）で悪臭の測定は記載されていませんが、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	合流式雨水ポンプ場という施設特性から、臭気測定を必須とせず、事業者提案によるものとしています。
172	要求水準書 添付資料3	計測業務							添付資料3の表（計測業務に係る測定頻度等）で騒音・振動の測定個所は全部で何か所でしょうか。	事業者提案によります。
173	要求水準書 添付資料3	計測業務							添付資料3の表（計測業務に係る測定頻度等）で排ガスの測定がありますが、測定対象は具体的にどのような設備かご教示ください。	事業者提案によります。
174	落札者決定基準		4	4					技術提案の評価方法について質問します。評価は「相対評価」で行われるのでしょうか。もしくは、あらかじめ各テーマ毎に設定された評価基準をもとに絶対評価されるのでしょうか。ご教示ください。	落札者決定基準及び別紙-1の評価基準を基に、絶対評価として採点を行います。
175	落札者決定基準	価格審査	7	4	4-3				価格審査における入札価格と予定価格は、設計・施工業務費と維持管理・運営業務費の総価金額との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
176	落札者決定基準	価格審査	7	4	4-3				「入札価格が予定価格を超える場合には、失格とする。」とありますが、入札したすべての応募者の入札価格が予定価格を超えた場合、すべての応募者が失格となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	落札者決定基準	価格審査	7	4	4-3				「入札価格が予定価格を超える場合には、失格とする。」とありますが、入札したすべての応募者の入札価格が予定価格を超えて、すべての応募者が失格となった場合、応募者の中から最も総合評価が高い応募者と協議調整して落札者を決定するか、もしくは、再公告となるのでしょうか。	入札を阻害するおそれがあるため、回答を差し控えます。
178	落札者決定基準		8						No.11評価内容には、ICT等を活用・・・とありますが、また要求水準書61頁には、事業者の提案により設備投資を別途工事により実施すると記載がありますが、別途工事については落札者へ随意契約となる理解してよろしいでしょうか。また、別途工事につきましては、インシヤル、ランニング費用を含む事でよろしいでしょうか、ご教示ください。	要求水準書2-2-3項(2)2)④に示すとおり、第2フェーズ以降の維持管理・運営業務については、当該維持管理・運営事業者と随意契約を行うことを予定しています。 別途工事については、本事業に係る技術提案内容、別途工事に係る協議内容等を踏まえ、随意契約又は一般競争入札を行うことを予定しています。 なお、別途工事は施工のみとなります。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
179	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	2	No. 1					新浜ポンプ場改築工事に対する工事工程の提案において、工期短縮の期間により評価点数を判断が判断される評価基準となっているが、応募者の提案における工程と受注後の実際の工程の乖離が発生して、提案した工期短縮ができなかった場合、受注者のペナルティはありますか。また、そのペナルティの大きさ、設定基準や判断基準はありますか。	技術提案書のNo. 1 の工事工程の短縮については、工期短縮期間を遵守する義務を負います。工期短縮期間を満足できない場合は、工事請負契約書（案）第61条第5項の規定に従い損害賠償を請求します。また、契約違反により指名除外措置を行うことがあります。
180	落札者決定基準（別紙－1）	評価方法	3	No. 2					例えば「ア施工手順」の「(ア)仮設備」について有効な提案が1つと「(イ)既設構造物の撤去方法」について有効な提案が1つあった場合、有効な提案が2つと評価されると考えてよろしいでしょうか。	「(ア)仮設工事」と「(イ)既設構造物の撤去方法」をそれぞれ別個の提案として、有効な提案が2つとはみなされません。ご質問の例では「ア施工手順」において、(ア)から(オ)で示す内容を網羅した有効な提案があった場合に1つの有効な提案として評価します。
181	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	3	No. 2					技術審査の評価項目に対する定性評価の基準についてご教示ください。 P. 3 No.2の表中に「記載等に関する留意事項：●ここでいう「有効な提案」の定義としては、提案内容が具体的かつ効果的であると市が判断したもの」と記載がありますが、効果的であると市が判断する基準はどのようなものなのでしょうか。	様式集様式11-2号のNo. 1 (P. 43) から No. 15 (P. 57) に示す求める提案内容に沿った提案内容であり、その内容が具体的かつ効果的である場合に評価します。例えば、No. 2の施工計画においては、想定する事象の妥当性（課題設定）、課題解決方法の妥当性及び施工の実現性（根拠資料等）等を基に、判断します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
182	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	3	No. 3					技術審査の評価項目に対する定性評価の基準についてご教示ください。 P.3 No.3の表中に「記載等に関する留意事項：●ここでいう「有効な提案」の定義としては、①提案に対する施工実績を有すること、②提案内容が具体的かつ効果的であると市が判断したもの」と記載がありますが、①施工実績のみだけでも有効な提案が1つとして評価いただけるのでしょうか。	提案の内容が具体的かつ効果的であると判断したものである実績について評価します。
183	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	3	No. 3					記載等に関する留意事項に、当該施工実績及び内容の証明について参考資料として提出することと記載がありますが、（様式11-2号）No.3には「参考資料」の記載がありません。実績証明の参考資料を添付して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集を修正します。
184	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	4	No. 4					記載等に関する留意事項に、当該施工実績及び内容の証明について参考資料として提出することと記載がありますが、（様式11-2号）No.4には「参考資料」の記載がありません。実績証明の参考資料を添付して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集を修正します。
185	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	9	No. 12					施工に関する地域貢献の提案において、市内企業の差事業参画・材料調達の合計額の発注割合により評価点数を判断が判断される評価基準となっているが、応募者の提案における市内企業への金額の実際の金額の乖離が発生して、提案した工期短縮ができなかった場合、受注者のペナルティはありますか。また、そのペナルティの大きさ、設定基準や判断基準はありますか。	No. 68及びNo. 179の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
186	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	9	No. 12					市内企業の参画および材料調達の発注割合が評価の基準となっています。本事業の契約後、提案内容を証明する必要がありますが、証明する書類としては、市内企業の見積書でよろしいでしょうか。	問題ありません。
187	落札者決定基準（別紙－1）	評価基準書	9	No. 12					技術審査の評価項目に対する定性評価の基準についてご教示ください。 P.9 No.12の表中に記載の：「評価内容：施工に関する地域貢献として、地元企業の参画及び材料調達」ですが、福山市内の企業に直接「工事発注」、「材料購入」をする発注割合であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	落札者決定基準（別紙－1）	評価方法	3, 4	No. 3 No. 4					「有効な提案」について、自社の施工実績はないが公的に効果が証明されているもの（国交省のNETIS、土木学会論文等）は有効な提案と評価されるのでしょうか	提案の内容が具体的かつ効果的であると判断したものに關する実績について評価します。ご質問の公的に効果が証明されているものも実績と読み替え、評価します。
189	基本協定書（案）	目的	1	第1条					「事契約」は「事業契約」の誤植かと思われますので、訂正をお願いします。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
190	基本協定書 (案)	違約金の支払	4	第8条					「落札者の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合…総額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、…この場合、かかる落札者の損害賠償支払債務も連帯債務とする。」とありますが、違約金などの負担については、契約を締結した構成員にも及ぶものであり、民間事業者に過大な責任を求めるものでありますので、「帰責者負担」にあらためて頂くよう要望します。	原案のとおりとします。
191	基本協定書 (案)	商務条件に関する提言	4	第8条					「落札者の全部又は一部がデフォルト事由に該当する場合…総額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、…この場合、かかる落札者の損害賠償支払債務も連帯債務とする。」とありますが、違約金などの負担については、帰責者負担とすべきだと考えますが、いかがでしょうか。	No. 190の回答を参照ください。
192	基本協定書 (案)	デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払	4	第8条					違約金以外の損害賠償支払債務の連帯債務につきましては落札後に契約協議とさせて頂けないでしょうか。 (基本契約・工事請負契約書も同様)	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
193	基本協定書 (案)	デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払	4	第8条					「…、落札者は、…、本事業の落札金額及び、これに係る消費税及び地方消費税の総額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが、一次的には代表企業に通知があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	基本協定書 (案)	デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払	4	第8条					違約金に加えて損害賠償を求める本規定は、落札者にとって過度な負担となる設定ですので、以下のように、なお書きの変更をご検討ください。 「(本文省略) なお、当該違約金の定めは損害賠償額の子定であり、デフォルト事由により市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合においても、その部分について市は落札者に対して損害賠償の請求を行うことはできない。」	原案のとおりとします。
195	基本協定書 (案)	デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払	4	第8条					基本協定書P4第8条、基本契約書p7第17条で各々の条項に定める違約金が重複して発生することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	基本協定書 (案)	準備行為	4	第9条	1				「自ら行い」は「自ら行う」の誤植かと思われしますので、訂正をお願いいたします。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
197	基本協定書 (案)	事業契約の不調	5	第10条	2				「落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは、～入札違約金として市に納めるものとする。」とのことですが、発注者様の事情で締結されない場合を除きたいため、「落札者側に責がある場合に」との文言を追記頂けますでしょうか。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、基本契約書（案）第18条第2項も修正します。
198	基本協定書 (案)	入札違約金の支払い	5	第10条	2				基本協定書P5第10条第2項，基本契約書p8第18条第2項で各々の条項に定める入札違約金が重ねて発生することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	基本協定書 (案)	入札違約金の対象	5	第10条	2				「落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは，落札決定を取り消すとともに，落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とありますが，その対象を明確に記載すると，「発注者の責によらず，落札者の責により落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは，」が条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No. 197の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
200	基本協定書 (案)	入札違約金の 対象	5	第10条	2				「落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とあるが、その対象を明確に記載すると、「発注者の責によらず、落札者の責により落札者が事業契約の全部又は一部を締結しないときは、」が条件であるとの理解でよいか。	No. 199の回答を参照ください。
201	基本協定書 (案)	有効期間	5	第11条					「基本協定の有効期間は、…終期を事業契約の全部が締結された日とし…」とあるが、「終結された日」とのことではないでしょうか。	基本協定（案）の終期は、原案のとおりで問題ありません。
202	基本協定書 (案)	秘密保持義務	5	第12条	2				除外事由として「権原を有する第三者から入手した情報」及び「相手方から開示された後、相手方から開示された情報に関係なく独自に創出した情報」の2つの追加をご検討ください。	原案のとおりとします。
203	基本協定書 (案)	存続条項	6	第13条					第12条及び第14条の規定の存続については、事業が終了する2050年3月31日までという理解でよろしいでしょうか。	当該規定は有効期間を設けていないため、本事業が終了し、秘密保持がなくなつた場合には、秘密情報の記録媒体を適切に処分してください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
204	基本協定書 (案)	存続条項	6	第13条	1				「基本協定が終了した後も、第12条及び第14条の規定は有効に存続するものとする。」とありますが、未来永遠に存続するのでしょうか。第13条の削除願います。	第13条は原案のとおりとします。なお、当該規定は有効期間は、No. 203の回答を参照ください。
205	基本協定書 (案)	存続条項	6	第13条	1				「基本協定が終了した後も、第12条及び第14条の規定は有効に存続するものとする。」とあるが、未来永遠に存続するのでしょうか？第13条の削除願います。	No. 204の回答を参照ください。
206	基本協定書 (案)	要望	9	第22条					存続期間を記載して頂けないでしょうか。(例えば、基本契約終了後2年間は有効に存続するものとする、等)	No. 203の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
207	基本協定書 (案)	別紙2	1	6					「本事業に関して知り得た全ての情報について」とありますが、「情報」を「秘密情報」に特定頂くよう、ご検討願います。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。
208	基本契約書 (案)	役割分担	2	第5条	2				「前項の定めにかかわらず、構成員は、…維持管理・運営期間において、…要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する」とありますが、同条1第1項2号にて、維持管理・運営事業者は、維持管理・運営の一切を自らの責任において履行することが規定されていること、維持管理・運営業務の入札参加資格がない構成員等に過大な負担を強いるものであることを踏まえ、本項を抹消して頂くよう要望します。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
209	基本契約書 (案)	商務条件に関する質問	2	第5条	2				「前項の定めにかかわらず、構成員は、…維持管理・運営期間において、…要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する」とありますが、同条1第1項で、維持管理・運営事業者は、維持管理・運営の一切を自らの責任において履行することになっており、本条項との整合性が合わないように読み取れます。帰責者責任の考えに基づき、本条項を削除していただけないでしょうか。	No. 208の回答を参照ください。
210	基本契約書 (案)	性能を発揮することの連帯保証	2	第5条	2				「本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する。」とありますが、「要求水準書等及び提案書類に定められた性能」は新浜ポンプ場のみが定められているため、中央ポンプ場および中央雨水滞水池は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、本ポンプ場ほか2施設が対象となります。 なお、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の性能は、要求水準書5-3項に定める内容となります。
211	基本契約書 (案)	性能を発揮することの連帯保証	2	第5条	2				「本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する。」とありますが、「委託レベル1の期間」は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	委託レベルの期間に関わらず、既設ポンプ場においては、施設機能確認書で定めた機能及び能力を満足させ、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、要求水準書等及び提案書類に定められた性能を満足してください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
212	基本契約書 (案)	役割分担	2	第5条	2				「前項の定めにかかわらず、・・・運営期間・・・において、本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書等に定められた性能を発揮することを連帯して補償する。」とありますが、ほか2施設等は元々何年間の耐用年数がある施設であり、現時点での劣化診断結果を明示して頂き、その性能を保証、維持するに要する費用は過去どのように策定されたかも開示して下さい。新設本ポンプ場ではないほか2施設の過去長寿命化計画、ストック計画などの全ての情報を開示して下さい。その上での連帯補償ではないでしょうか。	中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の耐用年数は、「上下水道施設維持管理基本計画2017年（平成29年）6月（福山市上下水道局）」を基に、使用年数基準を機械設備及び電気設備とも40年間に設定しています。運転開始後間もない両施設については、本事業の事業期間を通して、十分に運転継続が可能であると判断しています。 また、経過年数が短いことから、長寿命化計画やストックマネジメント計画の対象施設ではなく、劣化診断の資料がありません。 なお、具体的な性能については、要求水準書等及び提案書類に定められた性能を原則としますが、経年劣化等による性能低下については要求水準書5-6-3項の（4）及び（5）の業務によって、年度ごとに確認しながら計画を立案し、適宜対応可能と考えています。
213	基本契約書 (案)	性能を発揮することの連帯保証	2	第5条	2				「本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する。」とあるが、「要求水準書等及び提案書類に定められた性能」は新浜ポンプ場のみが定められているため、中央ポンプ場および中央雨水滞水池は対象外であるとの理解でよいか。	No. 210の回答を参照ください。
214	基本契約書 (案)	性能を発揮することの連帯保証	2	第5条	2				「本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書類に定められた性能を発揮することを連帯して保証する。」とあるが、「委託レベル1の期間」は対象外であるとの理解でよいか。	No. 211の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
215	基本契約書 (案)	役割分担	2	第5条	2				「前項の定めにかかわらず、・・・運営期間・・・において、本ポンプ場ほか2施設等が要求水準書等及び提案書等に定められた性能を発揮することを連帯して補償する。」とあるが、ほか2施設等は元々何年間の耐用年数がある施設であり、現時点での劣化診断結果を明示して頂き、その性能を保証、維持するに要する費用は過去どのように策定されたかも開示して下さい。新設本ポンプ場ではないほか2施設の過去長寿命化計画、ストマネ計画などの全ての情報を開示して下さい。その上での連帯補償ではないでしょうか。	No. 212の回答を参照ください。
216	基本契約書 (案)	株式の譲渡等	4	第9条	1				本規定で記載している「書面」とは、何らかの定型書式があるのでしょうか。書式がある場合は事前にご提示頂ければ幸いです。	当該書面の書式は任意です。
217	基本契約書 (案)	事業契約等の締結	4	第10条					本条のタイトルに「事業契約等」と「等」が付されておりますが、「等」はどのような契約を想定されているのでしょうか。誤解を避けるため「等」の削除をお願いします。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。
218	基本契約書 (案)	設計・施工業務	6	第11条	3・4				第5条1第1項2号にて、維持管理・運営事業者は、維持管理・運営の一切を自らの責任において履行することが規定されていること、維持管理・運営業務の入札参加資格がない構成員等に過大な負担を強いるものであることを踏まえ、本条第3項後段の「ほか…性能保証の履行を連帯して負担する」の箇所および同条4項を抹消して頂くよう要望します。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
219	基本契約書 (案)	商務条件に関する提言	6	第11条	4				「工事請負事業者が維持管理・運営業務委託契約に基づき…場内整備に関する性能が発揮できない原因が、新設本ポンプ場及び場内整備の契約不適合によるのか、又は維持管理・運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。」とありますが、「…又は維持管理・運営事業者の義務の不履行によるのか判別できない場合は、市と運営事業者間と協議のうえその負担を決定する」との旨の表現を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
220	基本契約書 (案)	設計・施工業務	6	第11条	5				「新設本ポンプ場及び場内整備について、・・・維持管理・運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない）・・・」とあるが、ここでいう不可抗力は具体的に何を想定されているのでしょうか？。責任分解点を明確にするうえでもご教示ください。	不可抗力とは、天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）（要求水準書等、技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものを指します。 基本契約書（案）の第2条の定義に追加します。 なお、本条文の修正に合わせて、要求水準書（1－3項）、工事請負契約書（案）（第37条）、維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）（第22条）も修正します。
221	基本契約書 (案)	設計・施工業務	6	第11条	5				「新設本ポンプ場及び場内整備について、・・・維持管理・運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない）・・・」とありますが、ここでいう不可抗力は具体的に何を想定されているのでしょうか。責任分解点を明確にしてください。	No. 220の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
222	基本契約書 (案)	設計・施工業務	6	第11条	5				「新設本ポンプ場及び場内整備について、・・・維持管理・運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない）・・・」とあるが、ここでいう不可抗力は具体的に何を想定されているのでしょうか？。責任分解点を明確にしてください。	No. 220の回答を参照ください。
223	基本契約書 (案)	後継企業の確保	6	第13条	1				「市は、ある構成員が基本契約に基づき締結した契約が当該構成員の倒産等の事由により本来の契約期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがあると市が合理的に認めた場合には、【特別目的会社又は】他の構成員に対して、その後継企業を探すよう要請することができる。」とありますが、後継企業を探すよう要請されるのは、工事請負契約は施工企業の構成企業、維持管理・運営業務委託契約は維持管理運営の企業の構成企業との理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約は施工企業の代表企業に、維持管理・運営業務委託契約は維持管理・運営企業の代表企業又は特別目的会社に要請します。ただし、各代表企業が倒産等の事由により本来の契約期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがある場合は、その他の構成企業に要請を行います。
224	基本契約書 (案)	後継企業の確保	6	第13条	1				「市は、ある構成員が基本契約に基づき締結した契約が当該構成員の倒産等の事由により本来の契約期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがあると市が合理的に認めた場合には、【特別目的会社又は】他の構成員に対して、その後継企業を探すよう要請することができる。」とあるが、後継企業を探すよう要請されるのは、工事請負契約は施工企業の構成企業、維持管理・運営業務委託契約は維持管理運営の企業の構成企業との理解でよいか。	No. 223の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
225	基本契約書 (案)	損害賠償と連 帯保証	7	第16条	1				「工事請負契約」は、市と工事請負事業者の間で締結し、「維持管理・運営業務委託契約」は、市と【特別目的会社】の間で締結することとなっております。「工事請負契約」、「維持管理・運営業務委託契約」に関わらない構成員に連帯保証保証を求めることは、企業の負担が大きく、民間事業者の本事業への積極的参加を阻害することになるため、第16条の削除願います。	原案のとおりとします。
226	基本契約書 (案)	損害賠償と連 帯保証	7	第16条	1				「工事請負契約」は、市と工事請負事業者の間で締結し、「維持管理・運営業務委託契約」は、市と【特別目的会社】の間で締結することとなっている。「工事請負契約」、「維持管理・運営業務委託契約」に関わらない構成員に連帯保証保証を求めることは、企業の負担が大きく、民間事業者の本事業への積極的参加を阻害することになるため、第16条の削除願います。	No. 225の回答を参照ください。
227	基本契約書 (案)	損害賠償と連 帯責任	7	第16条	2				「構成員のいずれかの企業の市に対する事業契約に基づく金銭債務…（以下「主債務」といい…）については、他の企業も連帯して責任を負うものとし、市は構成員の全部に対して、…その全額について賠償請求できるものとする」については、民間事業者に過大な責任を強いるものであり、帰責者責任とされるよう要望します。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
228	基本契約書 (案)	商務条件に関する提言	7	第16条	2				「構成員のいずれかの企業の市に対する事業契約に基づく金銭債務…（以下「主債務」といい…）については、他の企業も連帯して責任を負うものとし、市は構成員の全部に対して、…その全額について賠償請求できるものとする」について、帰責者責任の考えに基づき、連帯保証債務という考えを変更して頂けないでしょうか。	No. 227の回答を参照ください。
229	基本契約書 (案)	損害賠償と連帯保証	7	第16条	6				「いずれの企業も、連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更（事業契約の内容の変更を含むがこれに限られない。）に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。」とありますが、現時点で、民間事業者がいかなる異議も述べないことは非常に困難であり、民間事業者の本事業への積極的参加を阻害することになるため、第16条の削除願います。	原案のとおりとします。
230	基本契約書 (案)	損害賠償と連帯保証	7	第16条	6				「いずれの企業も、連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更（事業契約の内容の変更を含むがこれに限られない。）に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。」とあるが、現時点で、民間事業者がいかなる異議も述べないことは非常に困難であり、民間事業者の本事業への積極的参加を阻害することになるため、第16条の削除願います。	No. 229の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
231	基本契約書 (案)	契約の不調	8	第18条	2				発注者の事情で締結されない場合も考慮し、「構成員側に帰責する場合により」と追記頂けますでしょうか。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。
232	基本契約書 (案)	契約の不調	8	第18条	2				「構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とありますが、入札した金額は、不調となった契約の金額との理解でよろしいでしょうか。 例えば、工事請負契約が不調となった場合は入札した工事請負契約金額であり、維持管理・運營業務委が不調となった場合は入札した維持管理・運營業務金額より、入札違約金を算出することになるのでしょうか。	工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、第19条の規定により、契約の終了となります。このため、入札違約金は工事請負契約及び維持管理・運營業務委託契約の両方の入札金額が対象となります。
233	基本契約書 (案)	入札違約金の対象	8	第18条	2				「構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とありますが、市の事由により締結しないときは、市が入札違約金として構成員に納めるとの理解でよろしいでしょうか。	市の事由により、工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約が締結されない場合に、市が入札違約金を支払うことはありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
234	基本契約書 (案)	契約の不調	8	第18条	2				「構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とあるが、入札した金額は、不調となった契約の金額との理解でよいか。例えば、工事請負契約が不調となった場合は入札した工事請負契約金額であり、維持管理・運營業務委が不調となった場合は入札した維持管理・運營業務金額より、入札違約金を算出する。	No. 232の回答を参照ください。
235	基本契約書 (案)	入札違約金の対象	8	第18条	2				「構成員【及び特別目的会社】が工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかを締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、構成員【及び特別目的会社】は落札金額（代表企業が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。」とあるが、市の事由により締結しないときは、市が入札違約金として構成員に納めるとの理解でよいか。	No. 233の回答を参照ください。
236	基本契約書 (案)	契約の解除	8	第20条	(2)				「全ての構成員」に関しては「全ての該当する構成員」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
237	基本契約書 (案)	契約の解除の 対象	8	第20条	1				契約を解除することができる事由として、「(1) 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当するとき。」とありますが、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象外としていただきたい。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、基本契約書(案)第10条第2項及び第17条も修正します。
238	基本契約書 (案)	契約の解除の 対象	8	第20条	1				契約を解除することができる事由として、「(1) 構成員の全部又は一部がデフォルト事由に該当するとき。」とあるが、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象外としていただきたい。	No. 237の回答を参照ください。
239	基本契約書 (案)	契約の解除	9	第20条	(3)				社会通念上の軽微なものは除外頂けますでしょうか。	構成員が基本契約のいずれかの規定に違反した場合の契約の解除を規定したものですので、かかる契約違反として、軽微なものを除外することはありません。
240	基本契約書 (案)	秘密保持	9	第21条	2				除外事由として「権原を有する第三者から入手した情報」及び「相手方から開示された後、相手方から開示された情報に関係なく独自に創出した情報」の2つの追加をご検討ください。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
241	基本契約書 (案)	存続条項	9	第22条					存続期間（例えば、基本契約終了後2年間）を明記されるよう要望します。	当該規定は有効期間を設けていません。第16条は規定のとおり、基本契約が終了した場合又は解除された場合であっても消滅しません。一方、第21条の秘密保持は本事業が終了し、秘密保持がなくなった場合には、秘密情報の記録媒体を適切に処分してください。
242	基本契約書 (案)	連帯責任に関する考え方	4~7	第10, 11, 16, 17条					連帯責任につき、11条の契約不適合のところはまだしも、17条のデフォルト事由のペナルティを連帯債務とするのは、構成員間で管理できないので対象外としてほしい。16条の損害賠償のところは、業務に関する損害賠償なので理解できるとしても「連帯」保証までは不要ではないか。	原案のとおりとします。
243	工事請負契約書 (案)	事業契約の構成							基本協定2条（4）では基本契約、工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約を個別or総称して事業契約と定義しています。この段落の記載は事業契約に基本契約が含まれないようにも読み取れますが、基本契約も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	基本契約も含まれます。
244	工事請負契約書 (案)								工事請負契約書及び維持管理業務契約書双方に不可分一体として事業契約を構成すると記載があり、構成企業の役割により契約する構成企業が変わりますが、連帯保証が求められています。連帯保証については、帰責者責任として頂きたいので、ご検討お願い致します。	連帯保証は、基本契約第16条のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
245	工事請負契約書(案)	単価	2	第3条	2				協議が整わないときは発注者が定める、とあるがどの様に設定するのか。	国土交通省の総価契約単価合意方式実施要領に基づき適切に設定します。
246	工事請負契約書(案)	発注者に対する免責要件	3	第4条	6				「その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合」の条件は一般的ではなく、発注者に帰責性があるものをここまで免責する必要があるか。この部分は削除しても良いのではないか。	原案のとおりとします。
247	工事請負契約書(案)	対象の条件	6	第12条					技術提案に係るもの、機器図他納入図面や文書については会社のノウハウに係る可能性があるため事前通知、協議の上、としてほしい。	原案のとおりとします。
248	工事請負契約書(案)	著作者人格権の制限	6	第12条	1	(1)			受注者の秘密情報にかかる部分は公表の対象外としていただきたく、以下のとおり変更をご検討願います。 「設計成果物及び成果物の内容(受注者の秘密にかかるものを除く)を公表すること。」	原案のとおりとします。秘密保持の取り扱いについては、本工事請負契約第69条の規定に基づき対応します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
249	工事請負契約書（案）	履行報告	8	第18条					記載のある内容については、通常の設計及び工事においては一般的な内容と理解しておりますが、一方で要求水準書26頁4-1-2では、設計・施工分離発注時の、通常第三者委託する場合の工事監理の内容が記載されているように思います。契約書記載の履行報告と要求水準書記載の工事監理の区別について、ご教示お願い致します。	要求水準書4-1-2項で定める工事監理は、工事請負事業者が各工種の工事を実施する施工監理を示したものです。工事請負契約の第18条は、この施工監理のうち、設計及び施工業務の履行報告を規程したものです。
250	工事請負契約書（案）	著しい短い工期の禁止	13	第28条の2					著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないと記載がある一方、評価基準書No.1評価内容には、12か月以上の工期短縮には配点4となっておりますが、工期短縮の定義をご教示ください。	本事業の施工期間は、各工種間調整及び段階的な運転開始を考慮し、7年間弱に設定しており、無理のない工期設定であると考えています。応募者においては、施工の安全性等を考慮した上で、民間事業者の技術力及び工夫により工期短縮を提案してください。かかる提案を工期短縮の定義とします。
251	工事請負契約書（案）	対象となる条件	13	第29条	2				「発注者の責めに帰すべき事由による場合」を「受注者の責めに帰すべき事由によらない場合」と変更できないか。	原案のとおりとします。
252	工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	1				「…賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、…」とありますが、「不適当」の基準をご教示願います。	請負代金額が不適当となったと認める場合は、本条第2項以降に定める規定によるものです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
253	工事請負契約書（案）	物価の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	1				「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、賃金水準又は物価水準の変動は、単価合意書を合意した年月を基準として、請求する年月の賃金水準又は物価水準の対比により請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。	賃金水準又は物価水準の変動は、本工事請負契約締結の日（本条の規定により、既に請負代金額の変更を行っている場合は、直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日）を基準とします。変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準として、物価指数等に基づき定めます。この内容を本条第3項で規定しています。
254	工事請負契約書（案）	物価の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	1				「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とあるが、賃金水準又は物価水準の変動は、単価合意書を合意した年月を基準として、請求する年月の賃金水準又は物価水準の対比により請求することができるとの理解でよいか。	No. 253の回答を参照ください。
255	工事請負契約書（案）	物価の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	3				「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、物価指数等が具体的に何を指すのかご教示ください。	物価指数等とは、企業物価指数、企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数等を指します。
256	工事請負契約書（案）	物価の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	3				「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。」とあるが、物価指数等とあるが、物価指数は「国土交通省 総合政策局 建設工事費デフレーター」を使用するとの理解でよいか。	No. 255の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
257	工事請負契約書(案)	主要な工事材料の価格の変動に基づく請負代金額の変更	14	第33条	5				「特別な要因により…主要な工事材料の…価格に著しい変動を生じ、…」とありますが、「著しい」の基準をご教示願います。	本条第5項は、単品スライドを規定したものです。著しいの定義は、対象工事費の1.0%を超える額につき、請負代金額の変更に応じるものです。
258	工事請負契約書(案)	急激なインフレーション又はデフレーションに基づく請負代金額の変更	14	第33条	6				「予期することのできない特別の事情により…急激なインフレーション又はデフレーションを生じ…」とありますが、「急激な」の基準をご教示願います。	本条第6項は、インフレスライドを規定したものです。急激の定義は、残工事費の変動額が残工事費の1.0%を超える額につき、請負代金額の変更に応じるものです。
259	工事請負契約書(案)	価格の設定	15	第33条	7				協議が整わないときは発注者が定める、とあるがどの様に設定するのか。	本市の積算に基づき定めます。
260	工事請負契約書(案)	第三者に及ぼした損害	15	第36条	2				「前項の規定にかかわらず、本工事請負契約の履行に従い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、・・・したときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」とありますが、通常避けることができる、できないを事象または定量的に明確にしてください。	通常避けることができない事象とは、要求水準書等、技術提案書及び設計成果物に定める要件又は基準（以下「要件等」という。）及び事前調査結果を基に実施した施工において、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合で、要件等で定める数値を超える場合を指します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
261	工事請負契約書（案）	第三者に及ぼした損害	15	第36条	2				「前項の規定にかかわらず、本工事請負契約の履行に従い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、・・・したときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」とあるが、通常避けることができる、できないを事象または定量的に明確にしてください。	No. 260の回答を参照ください。
262	工事請負契約書（案）	商務条件に関する確認	16	第37条					不可抗力による損害について、新型コロナウイルス感染症に伴う考え方についてご教示ください。コロナ感染拡大に伴い、工事施工を中断した場合や感染症の対策費用が発生した場合は、別途協議を行い、費用負担含めご検討いただけるという理解でよろしいでしょうか。	国土交通省の事務連絡等を基に、適切に対応します。
263	工事請負契約書（案）	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等、技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）とありますが、実施方針で示したリスク分担表では、「天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他異常天災減少）、人為的（戦争、テロ、暴動等）通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加または損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの」と記載があり、リスク分担表の方が詳細な記述があります。不可抗力の対象は、実施方針のリスク分担表の詳細記述の通りとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の定義は、No. 220の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
264	工事請負契約書（案）	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等，技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）とありますが，近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなど，契約締結前に受注者が事前調査ができない事項に関しては，不可抗力と見なすとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなどは，不可抗力の定義ではなく，第31条第4項の規定に基づき対応します。
265	工事請負契約書（案）	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等，技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）とあり，令和2年12月3日の「実施方針に関する質問に対する回答書」NO.104において，福山市は「下水道施行令の規定に基づき，当該事業計画の変更について，利害関係人に意見を申し出る機会を与えております。周辺住民に対する説明としては，設計業務の事前調査時，施工業務の着手時の2回程度を想定しています。」とあります。契約前に発注者が行った住民説明が不十分であり，それに起因して，近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなど，契約締結前に受注者が事前調査ができない事項に関しては，不可抗力と見なすとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の実施手順を踏まえると，発注前に施設計画や施工法を設定し，周辺環境に与える影響解析を実施した上での協議が行えません。このため，契約締結後に必要な調査・解析，検討及び設計を行った上で，協議を行う必要があります。この前提を踏まえ，ご質問にある近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなどは，No.264の回答のとおり対応することとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
266	工事請負契約書(案)	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等，技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。」とあるが，実施方針で示したリスク分担表では，「天災（暴風，洪水，高潮，地震，その他異常天災減少），人為的（戦争，テロ，暴動等）通常予見可能な範囲のものにより生じる費用増加または損害，修復のため事業実施に遅延，中止等によるもの」と記載があり，リスク分担表の方が詳細な記述がある。不可抗力の対象は，実施方針のリスク分担表の詳細記述の通りとの理解でよいか。	No. 263の回答を参照ください。
267	工事請負契約書(案)	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等，技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。」とあるが，近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなど，契約締結前に受注者が事前調査ができない事項に関しては，不可抗力と見なすとの理解でよいか。	No. 264の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
268	工事請負契約書（案）	不可抗力	16	第37条	1				「天災等（要求水準書等，技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。」とあり，令和2年12月3日の「実施方針に関する質問に対する回答書」NO.104において，福山市は「下水道施行令の規定に基づき，当該事業計画の変更について，利害関係人に意見を申し出る機会を与えております。周辺住民に対する説明としては，設計業務の事前調査時，施工業務の着手時の2回程度を想定しています。」とある。契約前に発注者が行った住民説明が不十分であり，それに起因して，近接住民や工場との協議難航，用地境界の確定遅れなど，契約締結前に受注者が事前調査ができない事項に関しては，不可抗力と見なすとの理解でよいか。	No. 265の回答を参照ください。
269	工事請負契約書（案）	不可抗力による損害	16	第37条	3				「受注者は前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を発注者に請求することができる」となっておりますが，新型コロナウイルス感染症にともなう工事中断や感染症防止対策費用については，「不可抗力」の取り扱いとして，工期延伸や対策費用等の負担に応じて頂けるという理解で良いでしょうか。	No. 262の回答を参照ください。
270	工事請負契約書（案）	価格の設定	17	第38条	1				協議が整わないときは発注者が定める，とあるがどの様に設定するのか。	請負代金額の変更額を踏まえ，要求水準書等の変更内容を基に，本市の積算を実施し，かかる変更額と変更内容の整合を図ります。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
271	工事請負契約書（案）	試運転，性能検査等	17	第39条	1				本条と第40条に「本工事を完成」とありますが，一連のプロセスかと理解しますので，契約時の協議とさせて下さい。	本工事を完成後に実施する試運転，性能試験及び立会検査の実施手順の詳細は，協議事項とします。
272	工事請負契約書（案）	検査及び引き渡し	17	第40条	2				完成の定義として，「受注者の立会いの上，本工事の完成を確認するための検査～」を「受注者の立会いの上，要求水準書等に定める実施条件により，本工事の完成を確認するための検査～」のように追記頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
273	工事請負契約書（案）	検査及び引き渡し	17	第40条	2				「検査員は必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，成果物を最小限度破壊して検査することができる」としていますが，理由や破壊対象によっては機場運営等に支障をきたす恐れがある為，「受注者の許諾を以て」と追記頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
274	工事請負契約書（案）		18	第42条	1				各会計年度における請負代金の支払の限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は，落札者決定後，双方協議の上決定されるのでしょうか。	発注者が定めます。なお，各年度の出来高予定額のおおよその割合は，No.5の回答を参照してください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
275	工事請負契約書（案）	不正行為等に該当した場合の発注者の解除権	24	第55条	1				「受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員を含む。以下本条において同じ。）の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本工事請負契約を解除できるものとする。」とありますが、新浜ポンプ場改築事業の契約に関係しない他の契約・事案で該当した場合も解除できるとの理解でよろしいでしょうか。本事業以外は対象外としていただきたい。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、工事請負契約書（案）第62条第1項も修正します。
276	工事請負契約書（案）	不正行為等に該当した場合の発注者の解除権	24	第55条	1				「受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員を含む。以下本条において同じ。）の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき、又は2022年（令和4年）1月28日に公表された「新浜ポンプ場改築事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、発注者は、本工事請負契約を解除できるものとする。」とあるが、新浜ポンプ場改築事業の契約に関係しない他の契約・事案で該当した場合も解除できるとの理解で良いか？本事業以外は対象外としていただきたい。	No. 275の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
277	工事請負契約書(案)	受注者の催告によらない解除権	25	第58条	(2)				「…履行の中止期間が工期の10分の5を超えたとき…」について、中止期間が工期の10分の4以下であっても当初の工期を守ることは困難と想定される為、「履行の中止期間が工期完了予定日に完了出来る見込み日数を受注者が発注者に報告し、発注者が工期の延期をせずにその日数を超えた場合」という記載内容に変更頂けませんか。	原案のとおりとします。工期延期については、第28条第3項の規定により適切な措置を講じます。
278	工事請負契約書(案)	対象となる条件	26	第61条	(1) (2)				受注者に帰責性がある場合、と条件付けてほしい。第63条第1項但書きの趣旨を受注者の賠償責任の場合にも追加してほしい。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。
279	工事請負契約書(案)	発注者の損害賠償請求等	27	第61条	5				「支払遅延防止法の率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(2.5%)との理解で良いでしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を指します。
280	工事請負契約書(案)	発注者の損害賠償請求等	27	第61条	6				納期遅延による損害請求に関しては、遅延損害金のみに限定して頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
281	工事請負契約書(案)		27	第62条	1				「同条第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続に関するときに限る」とありますが、落札者決定後は適用されない、との解釈で宜しいでしょうか。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。
282	工事請負契約書(案)		27	第62条	2				「成果物が完成した後」とありますが、無期限で適用されるのでしょうか。また、第1号～4号も該当するのでしょうか。第1項では「同条第1号乃至第4号の場合には本事業の入札手続に関するときに限る」とあります。	全て本事業の終了時まで適用されます。
283	工事請負契約書(案)		28	第64条	1				当条項は、部分引渡しの場合も適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	工事請負契約書(案)	秘密保持等	30	第69条	2				除外事由として「権原を有する第三者から入手した情報」及び「相手方から開示された後、相手方から開示された情報に関係なく独自に創出した情報」の2つの追加をご検討ください。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
285	工事請負契約書(案)	統括責任者	全般						工事請負契約書(案)に、統括責任者の役割、要件の記載がありません。統括責任者は、契約で規定されるものではなく、応募企業の努力義務との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者については、入札説明書3-4-1項⑤及び要求水準書4-1-1のとおりです。なお、工事請負契約書(案)第1条により、入札説明書及び要求水準書は、契約の内容に含まれます。
286	工事請負契約書(案)	統括責任者	全般						工事請負契約書(案)に、統括責任者の役割、要件の記載がありません。統括責任者は、契約で規定されるものではなく、応募企業の努力義務との理解でよいか。	No. 285の回答を参照ください。
287	維持管理・運營業務委託契約書(本ポンプ場ほか2施設等)(案)	本維持管理・運營業務の範囲	2	第5条	3				「受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運転し・・・講ずるものとする」について、ご教示ください。本施設(15施設)の機能維持及び円滑な運転をするためには、現存施設の構造上及び維持管理上の問題点(例えばクラック、漏水、鉄筋の爆裂、欠損、泥の堆積状況、機器設備等)を明確にした上での引継ぎを行って頂けるとの解釈で宜しいでしょうか。	維持管理・運營業務委託契約の締結日から2023年(令和5年)3月31日までの約5か月間の引継期間に、受発注者の双方で施設機能を確認し、施設機能確認報告書において、問題点等を明確にした上で業務を開始します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
288	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	維持管理・運営業務の業務遂行	3	第7条	3				「受注者は、善良なる管理者の注意をもって本維持管理・運営業務を遂行するものとする。」とありますが、善良なる管理者の注意とは、社会通念上、客観的・一般的に要求される注意を払うとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務に係る善管注意義務の定義は、維持管理・運営業務を実施する企業又は維持管理従事者として、維持管理・運営に係る専門技術及び専門能力を基に、注意義務を怠ることなく、適切に業務を遂行することを指します。
289	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	維持管理・運営業務の業務遂行	3	第7条	3				「受注者は、善良なる管理者の注意をもって本維持管理・運営業務を遂行するものとする。」とあるが、善良なる管理者の注意とは、社会通念上、客観的・一般的に要求される注意を払うとの理解でよいか。	No. 288の回答を参照ください。
290	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	維持管理・運営業務の開始の遅延	4	第11条	2				発注者側の事由により維持管理・運営業務の開始遅延した場合で、受注者側に増加費用等が発生した場合は発注者にご負担頂けるという理解で良いでしょうか。	発注者側の事由により維持管理・運営業務の開始が遅延し、受注者側に増加費用等が発生した場合には、民法の規定に従って、当該義務違反と相当因果関係の範囲内の受注者の損害を賠償することになります。
291	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	物品その他	4	第9条	2				通常対応できる範囲とは不可抗力、ポンプ場の排水能力等が要求水準書等に定める値を上回った以外に想定されるケースはありますか。	ご質問で想定している事象で問題ありません。ただし、不可抗力の定義は、No. 220の回答を参照ください。
292	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	物品その他	4	第9条	2				「受注者が自家発電設備等の運転により通常対応できる範囲を超えると発注者が判断した場合」とありますが、発注者と受注者の協議により決定することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
293	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	物品その他	4	第9条	2				通常対応できる範囲とは不可抗力、ポンプ場の排水能力等が要求水準書等に定める値を上回った以外に想定されるケースはあるか。	No. 291の回答を参照ください。
294	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	物品その他	4	第9条	2				「受注者が自家発電設備等の運転により通常対応できる範囲を超えると発注者が判断した場合」とあるが、発注者と受注者の協議により決定することは可能か。	No. 292の回答を参照ください。
295	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	業務の基準・要件等	5	第13条	2				既存の運転管理要領及びマニュアル等の全ての引継ぎにかかる方法、期間は発注者と受注者の協議により決定されるものとの理解でよろしいでしょうか。また、上記について市より想定している期間があればお示しいただきたい。	要求水準書2-2-3項（2）に示すとおり、維持管理・運営業務委託契約の締結日から2023年（令和5年）3月31日までが引継期間になります。引継方法については、受発注者の協議事項とします。
296	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	業務の基準・要件等	5	第13条	2				既存の運転管理要領及びマニュアル等の全ての引継ぎにかかる方法、期間は発注者と受注者の協議により決定されるものとの理解で良いか。また、上記について市より想定している期間があればお示しいただきたい。	No. 295の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
297	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	修繕	6	第14条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等及び技術提案書に基づき、実施計画書に従い、本施設（レベル3）の修繕を行い、本施設（レベル3）が要求水準未達とならないようにしなければならない。」とありますが、要求水準書P1, 1-3用語の定義には、「本施設」は用語定義されていません。また、入札説明書では、「本ポンプ場ほか2施設等」の中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、令和11年度まで委託レベル3ではなく、委託レベル1と記載がある。維持管理・運営業務委託契約書(本ポンプ場ほか2施設等)(案)と要求水準書、入札説明書において、用語の統一が不十分であり、混乱が生じているため、契約書(案)の訂正をお願いします。	本施設の用語は、本維持管理・運営業務委託契約第1条第2項で定義しています。本施設（レベル3）の用語は、本維持管理・運営業務委託契約第9条第1項で定義しています。
298	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	修繕	6	第14条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等及び技術提案書に基づき、実施計画書に従い、本施設（レベル3）の修繕を行い、本施設（レベル3）が要求水準未達とならないようにしなければならない。」とあるが、要求水準書P1, 1-3用語の定義には、「本施設」は用語定義されていない。また、入札説明書では、「本ポンプ場ほか2施設等」の中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、令和11年度まで委託レベル3ではなく、委託レベル1と記載がある。維持管理・運営業務委託契約書(本ポンプ場ほか2施設等)(案)と要求水準書、入札説明書において、用語の統一が不十分であり、混乱が生じているため、契約書(案)の訂正をお願いします。	No. 297の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
299	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	精算について	6	第14条	2				要求水準書記載内容に合わせて、精算に関する事項を追記してほしい。	原案のとおりとします。
300	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	修繕	6	第14条	2				「ただし、浸水防除の観点から緊急の修繕が必要と認められる場合は、発注者に事前に通知した上で、修繕等を行うことができる。」とありますが、浸水防除の観点から緊急の修繕他の行為を発注者に事前通知したうえで受注者が実施した際、受注者にて費用負担した場合はかかる費用を市にて精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書5-5-1項（5）⑥に示すとおりです。
301	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	修繕	6	第14条	2				「ただし、浸水防除の観点から緊急の修繕が必要と認められる場合は、発注者に事前に通知した上で、修繕等を行うことができる。」とあるが、浸水防除の観点から緊急の修繕他の行為を発注者に事前通知したうえで受注者が実施した際、受注者にて費用負担した場合はかかる費用を市にて精算いただけるとの理解でよいか。	No. 300の回答を参照ください。
302	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	対象期間	6	第15条	1				発注者が不適合を知った時から1年ではなく給付した時から1年としてほしい。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
303	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認	7	第18条					性能確認とはどのような内容、基準等をお考えでしょうか。また施設機能確認の報告する項目があればご教示願います。	施設機能確認方法は、要求水準書5-6-3項（5）①から⑥に示すとおりです。ただし、既設の施設機能の確認に当たっては、計画雨水量の流入や計測設備等に課題があり、各種設備の機能又は能力の確認ができない場合も想定されます。その場合は、受発注者の協議により、現実的な確認方法をもって決定します。具体的には、機器の吊り上げによる状態確認、試運転による動作確認（騒音、振動測定含む。）、電気抵抗値の確認等を基に判断します。
304	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	1				施設機能確認に要する期間は既存運転管理の引継ぎ期間とは別に発注者と受注者の協議・合意により決定されるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設機能確認については、維持管理・運営業務委託契約の締結日から2023年（令和5年）3月31日まで引継期間を確保していますので、その期間内で実施してください。
305	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	1				施設機能確認に伴い見えざる設備箇所により本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等、技術提案書が達成できないことを受注者が立証した場合、かかる違約金の支払いなどが免じられる期間は1年間程度と考えるのがいかがでしょうか。また、本期間内における設備箇所の修繕などの費用は発注者による負担と理解してよろしいでしょうか。	施設機能確認方法は、No. 303の回答を参照ください。施設機能確認の考え方としては、既設に内在するリスクを受注者側が負担するというものではなく、既設の状況・状態を踏まえ、既存資料も考慮した上で、受発注者の協議により、合理的な手法をもって施設の機能又は能力を設定し、双方で合意するものです。
306	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	1				施設機能確認に要する期間は既存運転管理の引継ぎ期間とは別に発注者と受注者の協議・合意により決定されるものとの理解でよいか。	No. 304の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
307	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	1				施設機能確認に伴い見えざる設備箇所により本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等、技術提案書が達成できないことを受注者が立証した場合、かかる違約金の支払いなどが免じられる期間は1年間程度と考えるがいかがか。また、本期間内における設備箇所の修繕などの費用は発注者による負担と理解してよいか。	No. 305の回答を参照ください。
308	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	1-5				1. 施設機能確認の費用は別途請求の認識でよろしいでしょうか。2. 施設機能確認で、経年故障などがあった場合は、どのような扱いとなるのでしょうか。3. 施設機能確認の具体的な方法、項目の提示をお願いします。また、水量がある状態であれば、確認が困難であると考えます。詳細な資料のご教示願います。	ご質問の1から3について、以下に回答します。 1. 維持管理・運営業務に係る金額のうち、その他の経費に含みます。 2. 施設機能確認によって、経年故障が確認され、かかる故障が軽微なものではなく、運転管理上看過できない場合は本市が負担します。 3. 施設機能確認については、No. 303の回答を参照ください。
309	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	3				施設機能確認に伴い維持管理・運営業務を適正に実施するために発注者と受注者の協議・合意により必要と認められた修繕は発注者による費用負担との理解でよろしいでしょうか。	委託レベル1の期間は、本市の負担とします。委託レベル3の期間は、受注者の負担とします。
310	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	施設機能確認報告書	7	第18条	3				施設機能確認に伴い維持管理・運営業務を適正に実施するために発注者と受注者の協議・合意により必要と認められた修繕は発注者による費用負担との理解でよいか。	No. 309の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
311	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	モニタリング	8	第21条	(3)				中津原浄水場に監視媒体を設置されるのは何年度を考えられておられますか。また、設置は、維持管理の区分ではないと考えております。ご教示願います。	要求水準書4-6-8項に示す当該監視制御設備を設置する時期となります。また、設置は施工業務の範囲となります。
312	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	発注者による業務の是正勧告等	9	第22条	3				「…定める要件を満たしていない原因が維持管理・運営開始予定日時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設の契約不適合であることを受注者が立証した場合、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合、…費用は発注者が負担するものとする。…」について、受注者が、義務違反がないことを立証することは極めて困難と思われまので、「善良なる管理者の注意をもって業務遂行していたことが明らかである場合、…費用は発注者が負担するものとする」と改めて頂くよう要望します。	業務期間中の義務違反がないことの立証は、要求水準書5-6-1項に示す各種報告書等及び施設機能確認報告書を基に、適切な維持管理及び運転管理を行ったという事実を別途報告書等で説明してください。また、立証したことの妥当性は、本市の判断によるものとします。
313	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	定義の確認	9	第22条	2				「通常の見可能な範囲外のもの」とはどういうものか。不可抗力に見可能な要件というのは不要ではないか。	通常の見可能な範囲外のものとは、要求水準書等、技術提案書又は設計成果物で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるもの、その他の災害については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）で規定される定義に対して、災害手帳（（一社）全日本建設技術協会）により、定量的に示されている数値を超えるものなどを指します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
314	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	発注者による業務の是正勧告等	9	第22条	3				長期にわたる契約期間内で貴市と受注者との信頼関係を保つためには、条文中の「受注者が立証した場合」ではなく、「明確な義務違反が受注者にあった場合」とすべきと考えますが、「受注者が立証した場合」とした理由について、ご教示頂けないでしょうか。	維持管理・運営業務を直接的に管理・運転できる者は、民間事業者となります。この前提を踏まえ、リスク分担の原則に基づき規定したものです。具体的には、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）」による「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方によるものです。
315	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	発注者による業務の是正勧告等	9	第22条	3				条文中に「受注者が立証した場合」とありますが、貴市が想定する「受注者が立証したとするケース」を具体的に、ご教示頂けないでしょうか。	No. 312の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
316	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	商務条件に関する提言	9	第22条	3				「…定める要件を満たしていない原因が維持管理・運営開始予定日時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設の契約不適合であることを受注者が立証した場合、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合、…費用は発注者が負担するものとする。…」について、維持管理・運営事業者が、義務違反がないことを立証することは極めて困難と思われ、「善良なる管理者の注意をもって業務遂行していたことが明らかである場合、…費用は発注者が負担するものとする」と改めて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
317	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	受注者による立証	9	第22条	3				「既設本ポンプ場ほか2施設については、既設本ポンプ場ほか2施設が要求水準書等に定める要件を満たしていない原因が維持管理・運営開始予定日時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設の契約不適合であることを受注者が立証した場合、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合」とありますが、受注者が立証することは困難であります。受注者が立証ではなく、受注者は原因究明を行い、発注者と受注者の協議により決定と変更をお願いします。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
318	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	発注者による業務の是正勧告等	9	第22条	3				3項「①運転不能②契約不適合又は本維持管理、運営業務に関する義務違反がないことを受注者側が立証すること」について「ないこと」の立証は困難と考えます。また、維持管理運営業務契約書（その他ポンプ場）P7に記載のある「受注者は、適切な運転管理及び保守点検管理を実施していたことを説明する」ことは可能であると考えますがいかがでしょうか。ご教示願います。	No. 312の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
319	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	発注者による業務の是正勧告等	9	第22条	3				3項「なお、かかる契約不適合の立証については受注者が作成し、発注者が承諾した施設機能確認報告書によるものとする。」について、機器の経年劣化等に様々な要因が考えられるため、施設機能確認報告書だけをもって契約不適合を立証できないと考えますがいかがでしょうか。ご教示願います。	No. 303の回答を参照ください。ただし、状態確認や動作確認等だけでは判断できない内在する契約不適合は、立証範囲外とします。
320	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	受注者による立証	9	第22条	3				「既設本ポンプ場ほか2施設については、既設本ポンプ場ほか2施設が要求水準書等に定める要件を満たしていない原因が維持管理・運営開始予定日時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設の契約不適合であることを受注者が立証した場合、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合」とあるが、受注者が立証することは困難である。受注者が立証ではなく、受注者は原因究明を行い、発注者と受注者の協議により決定と変更をお願いする。	No. 317の回答を参照ください。
321	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	9	第23条	1				①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が第三者によるものである場合は不可抗力として取り扱われるという理解で良いでしょうか。	第三者によるものである場合を立証することは難しいと考えますが、事業敷地内又は施設内に設置するITVにより、第三者によるものであることが立証できる場合は、不可抗力として取り扱います。ただし、受注者が善良な管理者の注意を怠ったことにより生じたものを除きます。
322	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	確認	9	第23条	1				①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が発注者でも運営事業者でもなく第三者によるものである場合は、不可抗力として取り扱われるという理解でよろしいでしょうか。	No. 321の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
323	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	契約に関する要望	10	第23条	2				合理的な調査を行ったにもかかわらず原因が特定できない場合は、発注者と受注者間で協議を行うとする、という記載をお願いします。	原案のとおりとします。
324	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	10	第23条	3				条文中に「受注者が立証した場合」とありますが、貴市が想定する「受注者が立証したとするケース」を具体的に、ご教示頂けないでしょうか。	義務違反はNo. 312の回答を参照ください。 契約不適合はNo. 319の回答を参照ください。
325	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	10	第23条	3				「…又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合、…発注者は、本維持管理・運営業務費の減額請求、その他の損害賠償請求を受注者に対して行うことはできず…費用は発注者が負担するものとする」について、受注者が、義務違反がないことを立証することは極めて困難と思われまので、「善良なる管理者の注意をもって業務遂行していたことが明らかである場合…」と改めて頂くよう要望します。	No. 312の回答を参照ください。
326	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	10	第23条	3				長期にわたる契約期間内で貴市と受注者との信頼関係を保つためには、条文中の「受注者が立証した場合」ではなく、「貴市と受注者の協議によって重大な義務違反が無かったことを確認できた場合」とすべきと考えますが、「受注者が立証した場合」とする理由について、ご教示頂けないでしょうか。	No. 314の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
327	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	商務条件に関する提言	10	第23条	3				「…又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合、…発注者は、本維持管理・運営業務費の減額請求、その他の損害賠償請求を受注者に対して行うことはできず…費用は発注者が負担するものとする」についても「善良なる管理者の注意をもって業務遂行していたことが明らかである場合…」と改めて頂けないでしょうか。	No. 312の回答を参照ください。
328	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	10	第23条	3				「義務違反がないことを受注者が立証した場合」とあるが、維持管理・運営開始予定日時点で既に存在したことを受注者が立証することは困難ではないか。削除をしてほしい。	No. 317の回答を参照ください。
329	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	受注者による立証	10	第23条	3				「既設本ポンプ場ほか2施設のいずれか又は全てが①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が維持管理・運営開始予定日時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設のいずれか又は全てが契約不適合であること、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合」とありますが、受注者が立証することは困難であります。受注者が立証ではなく、受注者は原因究明を行い、発注者と受注者の協議により決定と変更をお願いします。	No. 312の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
330	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	正常な運転の回復措置	10	第23条	3				3項「①運転不能②契約不適合又は本維持管理、運営業務に関する義務違反がないことを受注者側が立証すること」について「ないこと」の立証は困難と考えます。また、維持管理運営業務契約書（その他ポンプ場）P7に記載のある「受注者は、適切な運転管理及び保守点検管理を実施していたことを説明する」ことは可能であると考えますがいかがでしょうか。ご教示願います。	No. 312の回答を参照ください。
331	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	受注者による立証	10	第23条	3				「既設本ポンプ場ほか2施設のいずれか又は全てが①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が維持管理・運営開始予定日時時点で既に存在した既設本ポンプ場ほか2施設のいずれか又は全てが契約不適合であること、又は本維持管理・運営業務に関する義務違反がないことを受注者が立証した場合」とあるが、受注者が立証することは困難である。受注者が立証ではなく、受注者は原因究明を行い、発注者と受注者の協議により決定と変更をお願いする。	No. 312の回答を参照ください。
332	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	判断基準の明記	10	第24条	4				適当でないかどうかの判断基準を明記してほしい。	臨機の措置の妥当性は、以下に挙げる内容を基に本市が判断します。 1) 浸水防除のために必要な措置 2) 機能維持のために必要な措置 3) その他の必要な措置

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
333	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	臨機の措置	10	第24条	4				臨機の措置とは「福山市上下水道局 業務継続計画」記載の地震・水害による業務継続体制発動時と推測します。これに伴い受注者が緊急やむを得ないと判断し、負担した費用は別途、発注者と受注者の協議・合意により精算されるものとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書5-5-1項(8)①に示す本事業に係るBCPに基づき、臨機の措置を取った行動は基本的に適切であると考えます。具体的な判断基準については、No. 332の回答を参照ください。
334	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	臨機の措置	10	第24条	4				臨機の措置とは「福山市上下水道局 業務継続計画」記載の地震・水害による業務継続体制発動時と推測する。これに伴い受注者が緊急やむを得ないと判断し、負担した費用は別途、発注者と受注者の協議・合意により精算されるものとの理解でよいか。	No. 333の回答を参照ください。
335	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	第三者への賠償	11	第29条	2				発注者の責めに帰すべき事由として、定められた期間内（施設機能確認報告書第18条 第3項にて質問）の見えざる設備箇所の瑕疵によるものも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰すべき事由の有無と合わせて判断します。
336	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	第三者への賠償	11	第29条	2				発注者の責めに帰すべき事由として、定められた期間内（施設機能確認報告書第18条 第3項にて質問）の見えざる設備箇所の瑕疵によるものも含まれるとの理解でよいか。	No. 335の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
337	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	第三者への賠償	12	第29条	3				「当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本維持管理・運営業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」とありますが、「善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの」は具体的にどのようなものがありますか。	維持管理・運営業務における善管注意義務を怠った場合において、想定される事象は各種法令違反、処理区内の溢水、維持管理における事故及び火災等、維持管理従事者の怪我等、事業用地内における当該事業関係者の事故及び怪我等、廃棄物管理不足による各種法令違反等です。
338	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	第三者への賠償	12	第29条	3				「当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本維持管理・運営業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」とあるが、「善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの」は具体的にどのようなものがあるか。	No. 337の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
339	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条					「受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。」とあります。不可抗力とは、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故等で注文者及び請負人の双方の責に帰すことのできないものと考えられますが、受注者による不可抗力であることの立証とは具体的にどのようなことを想定されておられるかご教示ください。また、受注者が立証責任を負うのであれば、本事業の契約における不可抗力の具体的かつ明確な定義をお示し頂くよう要望します。	不可抗力の定義は、No. 220の回答を参照ください。 不可抗力であることの立証とは、要求水準書等、技術提案書及び設計成果物に基づき設置する各種計測設備並びに気象庁の気象データ等を基に、各種要件等を超えていたかどうかを客観的な数値等をもって判断することを指します。具体的に例を挙げると、高潮の場合は、要求水準書2-3-2項⑩の計画高潮位に対して、要求水準書5-5-1項(7)④に示す計測データの放流先水位により判断を行い、耐震性能の場合は、要求水準書4-1-7項に示す地震動に対して、後日気象庁が発表するデータにより判断を行います。
340	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	確認	12	第32条					「受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。」とあります。不可抗力とは、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故等で注文者及び請負人の双方の責に帰すことのできないものと考えられますが、受注者による不可抗力であることの立証とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	No. 339の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
341	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条					<p>（不可抗力によって発生した費用等の負担）</p> <p>不可抗力によって発生した費用等の負担第32条では、立証責任を受注者に求めているが、発注者から受注者に対しても立証責任を課さない場合は、片務的契約と言えます。その上、立証責任を受注者に求める場合は、その調査や検討費用と報告書などの作成費用を予定価格に算入されていますか？算入されている場合は、どのような費用項目が何回程度算入されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>不可抗力の立証を求めた理由及び立証方法については、No. 314及びNo. 339の回答を参照ください。</p> <p>なお、不可抗力に関する対応業務が要求水準書等、技術提案書及び設計成果物並びに各種契約書に定める内容等に照らし、逸脱する場合は契約変更を行います。</p>
342	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	1				<p>「不可抗力（本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とありますが、受注者が負う立証責任の対象は、本事業の対象施設（要求水準書のP11-3用語の定義で規定している「本ポンプ場ほか2施設等」及び「その他既設ポンプ場等」との理解でよいか。それら施設以外の福山市の管理施設（雨水管渠、放流施設等）は、受注者が負う立証責任の対象外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
343	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	1				「不可抗力（本施設への計画雨量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とあり、本契約書の第18条第1項「本維持管理・運営業務委託契約の締結後、受注者は、発注者立会のもと、既設本ポンプ場ほか2施設の性能確認を行い、既設本ポンプ場ほか2施設に関する施設機能確認報告書を当該機能確認から15営業日以内に完成させ、発注者に提出し、維持管理・運営開始予定日の前日までに発注者の承諾を得なければならない。」とありますが、「既設本ポンプ場ほか2施設」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよろしいでしょうか。	既設本ポンプ場の耐震性能不足、施設・設備の劣化等は、本事業で改築を行い新設本ポンプ場とします。中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、要求水準で示す耐震性能を満足した施設です。一方で、施設・設備の劣化等が確認された場合は、かかる施設・設備の劣化等が維持管理を行う上で、看過できない状態の時は、本市が負担します。
344	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	1				「不可抗力（本施設への計画雨量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とあるが、受注者が負う立証責任の対象は、本事業の対象施設（要求水準書のP1 1-3用語の定義で規定している「本ポンプ場ほか2施設等」及び「その他既設ポンプ場等」）との理解でよいか。それら施設以外の福山市の管理施設（雨水管渠、放流施設等）は、受注者が負う立証責任の対象外との理解でよいか。	No. 342の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
345	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	1				「不可抗力（本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とあり、本契約書の第18条第1項「本維持管理・運営業務委託契約の締結後、受注者は、発注者立会のもと、既設本ポンプ場ほか2施設の性能確認を行い、既設本ポンプ場ほか2施設に関する施設機能確認報告書を当該機能確認から15営業日以内に完成させ、発注者に提出し、維持管理・運営開始予定日の前日までに発注者の承諾を得なければならない。」とあるが、「既設本ポンプ場ほか2施設」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよいか。	No. 343の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
346	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	3				<p>本維持管理・運営業務委託契約の変更及び費用負担等について発注者と受注者の合意が成立しない場合の受注者、発注者の費用負担の記載があります。</p> <p>これに対し、不可抗力発生時の官（発注者）民（受注者）の公平性の観点から記載がある費用負担の考え方は合理的でないと考えます。</p> <p>よって、本項の記載について以下の考え方にもとづくべきと考えるがいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力の判定は発注者、受注者双方の合意とする。 ・契約の変更、費用負担については合意に要する期間を特定しない。 ・当該損害額及び増加費用額に関する発注者、受注者の費用負担は協議・合意により決定する 	中央建設業審議会が定める公共工事標準請負契約約款、各地方整備局等が定める業務委託契約約款、広島県が定める業務委託契約約款に照らして、問題ないと判断しています。
347	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	3				<p>本維持管理・運営業務委託契約の変更及び費用負担等について発注者と受注者の合意が成立しない場合の受注者、発注者の費用負担を記載がある。</p> <p>これに対し、不可抗力発生時の官（発注者）民（受注者）の公平性の観点から記載がある費用負担の考え方は合理的でないと考えます。</p> <p>よって、本項の記載について以下の考え方にもとづくべきと考えるがいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力の判定は発注者、受注者双方の合意とする。 ・契約の変更、費用負担については合意に要する期間を特定しない。 ・当該損害額及び増加費用額に関する発注者、受注者の費用負担は協議・合意により決定する 	No. 346の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
348	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	12	第32条	32-初項				「不可抗力（本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とありますが、貴市が想定される受注者の立証方法を具体的にご教示頂けないでしょうか。	No. 339の回答を参照ください。なお、本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合の立証は、事業敷地内に設置する雨量計及び降雨強度計の数値が計画諸元値を超えていたかどうか、経過時間ごとの降雨強度及び降雨量に対して、実際に運転していた号機及びポンプごとの運転時間等を基に判断を行います。
349	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力による一部の業務遂行の免除	13	第33条	2				受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を本維持管理・運営業務費から減額対象として固定費は除外と考えるのがいかがでしょうか。また、燃料費、薬品費は物価変動をふまえた当該年度の単価に業務遂行不可能な日数と同期間の過去3年程度のかかる使用量平均を乗じた費用を減額することが合理的と考えるのがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
350	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	不可抗力による一部の業務遂行の免除	13	第33条	2				受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を本維持管理・運営業務費から減額対象として固定費は除外と考えるのがいかがか。また、燃料費、薬品費は物価変動をふまえた当該年度の単価に業務遂行不可能な日数と同期間の過去3年程度のかかる使用量平均を乗じた費用を減額することが合理的と考えるのがいかがか。	No. 349の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
351	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し条件	14	第37条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とせずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。」とあり、令和2年12月3日の実施方針に関する質問に対する回答書No.1「中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、運転開始後間もないことから、目立った老朽化もなく、現行の耐震基準も満足しています。」とありますが、本維持管理・運営業務委託契約終了まで、耐震性を有して、老朽化がないことを市が立証責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	本維持管理・運営業務委託契約終了までの期間中、現行の耐震基準を満足し、老朽化がないことを本市が立証責任を負うかどうかというご質問です。前者の耐震基準については、事業期間中に基準変更があった場合には、変更の内容を鑑み、適宜必要な対応を検討します。後者の老朽化がないことの立証は、本維持管理・運営業務委託契約の保守点検業務により判断し、委託レベル3の範疇の補修及び修繕において対応するもので、受注者の対応範囲となります。
352	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し義務	14	第37条	1				本維持管理・運営業務委託契約の終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とせずに運転できる施設は更新後の新浜ポンプ場のみを対象にすることが合理的と考えます。新浜ポンプ場のみ対象との理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、本ポンプ場ほか2施設等が対象です。
353	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し条件	14	第37条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とせずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。」とあるが、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、市で建設、運転・維持管理を行った施設であり、引き渡し条件を担保するのは市であるとの理解でよいか。	原案のとおり、受注者です。中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の経過年数及び委託レベルを鑑み、設定したものです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
354	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し条件	14	第37条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とならずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。」とあり、令和2年12月3日の実施方針に関する質問に対する回答書No.1「中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、運転開始後間もないことから、目立った老朽化もなく、現行の耐震基準も満足しています。」とありますが、本維持管理・運営業務委託契約終了まで、耐震性を有して、老朽化がないことを市が立証責任を負うとの理解でよいか。	No. 351の回答を参照ください。
355	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し義務	14	第37条	1				本維持管理・運営業務委託契約の終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とならずに運転できる施設は更新後の新浜ポンプ場のみを対象にすることが合理的と考える。新浜ポンプ場のみ対象との理解でよいか。	No. 352の回答を参照ください。
356	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し条件	14	第37条	1				「受注者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することなく要求水準未達とならずに運転できる状態にて、発注者に本施設を引き渡さなければならない。」とありますが、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、市で建設、運転・維持管理を行った施設であり、引き渡し条件を担保するのは市であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 353の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
357	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し義務	14	第37条	2				2項「維持管理・運営期間終了後から1年の間に本施設について設備の更新及び経年劣化による修繕を受託者の費用による改善等を請求」の削除をお願いします。期間終了後の更新、経年劣化、損害賠償には対応できません。事案に応じ協議を行う内容に変更お願い致します。ご検討お願い致します。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）同条第1項も修正します。
358	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し義務	14	第37条	5				発注者は施設機能確認報告書の承諾を行うにあたり、本施設に要求水準未達である事項については発注者と受注者の協議・合意のうえ、決定されることが合理的と考えるがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。要求水準書5-6-3項（5）に定めるとおり、施設機能の確認結果を協議するものではなく、施設機能の確認方法を協議により定めるものです。
359	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	引渡し義務	14	第37条	5				発注者は施設機能確認報告書の承諾を行うにあたり、本施設に要求水準未達である事項については発注者と受注者の協議・合意のうえ、決定されることが合理的と考えるがいかがか。	No. 358の回答を参照ください。
360	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	違約金の対象	15	第38条	4				違約金の支払い対象として、「第1項の規定により本維持管理・運営業務委託契約が解除された場合」とあるが、第1項(14)は発注者の責によるものも含まれるため、「受注者の責による場合」に限定されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
361	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	違約金の対象	15	第38条	4				違約金の支払い対象として、「第1項の規定により本維持管理・運営業務委託契約が解除された場合」とあるが、第1項(14)は発注者の責によるものも含まれるため、「受注者の責による場合」に限定されると考えてよいか。	No. 360の回答を参照ください。
362	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	解除権の対象	15	第39条	1				「受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員又は構成企業及び協力企業を含む）」とありますが、共同企業体が契約した場合は、「受注者とは、共同企業体の構成員」と解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	解除権の対象	15	第39条	1				契約を解除することができる事由として、「受注者の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき」とありますが、他自治体の契約書等で、本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合において、(1)号～(4)号が契約解除の事由となる例がないため、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象から外していただきたい。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）同条第2項も修正します。
364	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	解除権の対象	15	第39条	1				「受注者（共同企業体又は特別目的会社にあつては、その構成員又は構成企業及び協力企業を含む）」とあるが、共同企業体が契約した場合は、「受注者とは、共同企業体の構成員」と解釈でよいか。	No. 362の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
365	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	解除権の対象	15	第39条	1				契約を解除することができる事由として、「受注者の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき」とあるが、他自治体の契約書等で、本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合において、(1)号～(4)号が契約解除の事由となる例がないため、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象から外していただきたい。	No. 363の回答を参照ください。
366	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	一時対応の費用負担	17	第43条	2				その時の経緯に依るので費用負担は協議としてほしい。	原案のとおりとします。
367	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	住民対応等	17	第43条	2				「周辺住民からの意見や苦情に対する一時対応を自らの費用で行うと」ありますが、どの程度の対応を想定されているのでしょうか。（災害級の対応も含まれるのかの確認です。）ご教示願います。	一時対応の内容は、周辺住民からの意見や苦情等に対する受付、聞き取り、本市への報告となります。
368	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	金額	18	第44条	4				協議が整わないときは発注者が定めるとあるがどの様に設定するのか。	第三者に委託する契約支援等を基に作成した契約書、変更契約に係る本市の積算を基に定めます。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
369	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	2				「発注者は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な受注者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、発注者は受注者が所有する特許権などの実施、使用について、本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は、発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望します。	原案のとおりとします。
370	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	2				「発注者は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な受注者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とあるが、発注者は受注者が所有する特許権などの実施、使用について、本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は、発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望する。	No. 369の回答を参照ください。
371	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	無償実施許諾について	18	第45条	2				技術提案に係るものについては会社のノウハウに係る可能性があるため事前通知、協議の上、としてほしい。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
372	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	3				第45条第3項の記述の削除をお願いします。	原案のとおりとします。
373	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	3				第45条第3項の記述の削除をお願いします。	No. 372の回答を参照ください。
374	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	6				受注者が発注者に対して提供した情報，書類，図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し，発注者が利用するさいは本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は，発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望します。	原案のとおりとします。
375	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	知的財産	18	第45条	6				受注者が発注者に対して提供した情報，書類，図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し，発注者が利用するさいは本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は，発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望する。	No. 374の回答を参照ください。
376	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	金額	19	第46条	1	(4)			協議が整わないときは発注者が定める，とあるがどの様に設定するのか。	本市が別途発注する設計業務委託等の成果を基に，本市にて積算を行い設定します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
377	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）	秘密情報の開示	20	第48条	3				技術提案に係るものについては会社のノウハウに係る可能性があるため事前通知、協議の上、としてほしい。	原案のとおりとします。
378	維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）（案）		1	別紙1	5				XとYの差額が±1.5%を超える場合は各項目費用を見直しするとありますが、 ①各項目とは表1に記載されている項目単位でよろしいでしょうか ②±1.5%を超えた分だけの見直しとなるのでしょうか（例えば2%の場合、2%を見直すのか、それとも1.5%を超えた分の0.5%の見直しとなるのか）	ご質問の2点について、以下に回答します。 ①ご理解のとおりです。 ②前回見直し時の指標が110で、当該年度の指標が112.2の場合は、112.2/110を変化率と定義し、当該年度の年度別金額（仮に500千円と設定）に変化率を乗じて見直し後の当該年度の翌年度以降の各費用項目の年額を算出します。500千円×112.2/110=510千円となります。
379	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	維持管理・運営業務の開始の遅延	4	第11条		2			発注者側の事由により維持管理・運営業務の開始遅延した場合で、受注者側に増加費用等が発生した場合は発注者にご負担頂けるという理解で良いでしょうか。	No. 290の回答を参照ください。
380	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	業務実施体制（現場組織）の整備	4	第12条	2				総括責任者は「維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）」と兼務としてよろしいでしょうか。	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
381	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	業務実施体制（現場組織）の整備	4	第12条	2				総括責任者は「維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）」と兼務としてよいか。	No. 380の回答を参照ください。
382	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	業務の基準・要件等	4	第13条	2				既存の運転管理要領及びマニュアル等の全ての引継ぎにかかる方法、期間は発注者と受注者の協議により決定されるものとの理解でよろしいでしょうか。また、上記について市より想定している期間があればお示しいただきたい。	No. 295の回答を参照ください。
383	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	業務の基準・要件等	4	第13条	2				既存の運転管理要領及びマニュアル等の全ての引継ぎにかかる方法、期間は発注者と受注者の協議により決定されるものとの理解で良いか。また、上記について市より想定している期間があればお示しいただきたい。	No. 382の回答を参照ください。
384	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認	6	第18条					性能確認とはどのような内容、基準等をお考えでしょうか。また施設機能確認の報告する項目があればご教示願います。	No. 303の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
385	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				「本維持管理・運営業務委託契約の締結後、受注者は、発注者立会のもと、本施設の性能確認を行い、本施設に関する施設機能確認報告書を当該機能確認から15営業日以内に完成させ、発注者に提出し、維持管理・運営開始日の前日までに発注者の承諾を得なければならない。」とありますが、「その他既設ポンプ場」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよろしいでしょうか。	その他の既設ポンプ場は、建屋を有さない地中に埋設された水槽構造物（土木構造物）であり、保有する耐震性能を施設機能として確認することを想定していません。一方で、施設・設備の劣化等が確認された場合は、かかる施設・設備の劣化等が維持管理を行う上で、看過できない状態の時は、本市が負担します。
386	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				施設機能確認に要する期間は既存運転管理の引継ぎ期間とは別に発注者と受注者の協議・合意により決定されるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 304の回答を参照ください。
387	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				施設機能確認に伴い見えざる設備箇所により本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等、技術提案書が達成できないことを受注者が立証した場合、かかる違約金の支払いなどが免じられる期間は1年間程度と考えるのがいかがでしょうか。また、本期間内における設備箇所の修繕などの費用は発注者による負担と理解してよろしいでしょうか。	No. 305の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
388	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				「本維持管理・運営業務委託契約の締結後、受注者は、発注者立会のもと、本施設の性能確認を行い、本施設に関する施設機能確認報告書を当該機能確認から15営業日以内に完成させ、発注者に提出し、維持管理・運営開始日の前日までに発注者の承諾を得なければならない。」とあるが、「その他既設ポンプ場」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよいか。	No. 385の回答を参照ください。
389	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				施設機能確認に要する期間は既存運転管理の引継ぎ期間とは別に発注者と受注者の協議・合意により決定されるものとの理解でよいか。	No. 386の回答を参照ください。
390	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	施設機能確認報告書	6	第18条	1				施設機能確認に伴い見えざる設備箇所により本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書等、技術提案書が達成できないことを受注者が立証した場合、かかる違約金の支払いなどが免じられる期間は1年間程度と考えるがいかがか。また、本期間内における設備箇所の修繕などの費用は発注者による負担と理解してよいか。	No. 387の回答を参照ください。
391	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	モニタリング等	7	第21条	4				セルフモニタリングの実施は「維持管理・運営業務委託契約書(本ポンプ場ほか2施設等)」と兼務としてよろしいでしょうか。	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
392	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	モニタリング等	7	第21条	4				セルフモニタリングの実施は「維持管理・運営業務委託契約書（本ポンプ場ほか2施設等）」と兼務としてよいか。	No. 391の回答を参照ください。
393	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	正常な運転の回復措置	8	第23条	1	(2)			「受注者が提出する各種計画書、報告書及び提出書類を基に、適切な運転管理及び保守点検管理を実施していたことを受注者が立証した場合」とありますが、報告書等の提出及びそれらの受理・確認を以て適切な運転管理及び保守点検管理をしていたという証明にはならないのでしょうか。本項で言う受注者の立証とは具体的に何を指すのかご教示ください。	当該条項でいう「受注者が提出する各種計画書、報告書及び提出書類」とは、要求水準書5-6-1項で示す業務書類を指します。ここで立証する行為は、①運転不能、②その他要求水準未達（施設機能確認報告書で規定した内容が優先される。）ですので、発生した事象（運転が必要な時に運転が行われなかったもの、運転中に予期せぬ運転停止が行われたもの等）を鑑み、適宜施設・設備の状態を確認（必要に応じて水抜きを行いドライ状態下で確認）、試運転による動作確認、電気抵抗値確認等を行った上で、5-6-1項で示す業務書類とは別に受注者が作成する報告書において、かかる事象の原因を考察し、立証することを指します。
394	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	確認・要望	8	第23条	1	(2)			「受注者が提出する各種計画書、報告書及び提出書類を基に、適切な運転管理及び保守点検管理を実施していたことを受注者が立証した場合」とありますが、報告書等の提出及びそれらの受理・確認を以て適切な運転管理及び保守点検管理をしていたという立証になるのでしょうか。本項で言う受注者の立証とは具体的に何を指すのかご教示頂ければ幸いです。	No. 393の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
395	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	臨機の措置	8	第24条	4				臨機の措置とは「福山市上下水道局 業務継続計画」記載の地震・水害による業務継続体制発動時と推測します。これに伴い受注者が緊急やむを得ないと判断し、負担した費用は別途、発注者と受注者の協議・合意により精算されるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 333の回答を参照ください。
396	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	臨機の措置	8	第24条	4				臨機の措置とは「福山市上下水道局 業務継続計画」記載の地震・水害による業務継続体制発動時と推測する。これに伴い受注者が緊急やむを得ないと判断し、負担した費用は別途、発注者と受注者の協議・合意により精算されるものとの理解でよいか。	No. 395の回答を参照ください。
397	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	第三者への賠償	9	第29条	2				発注者の責めに帰すべき事由として、定められた期間内（施設機能確認報告書18条 3節にて質問）の見えざる設備箇所の瑕疵によるものも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 335の回答を参照ください。
398	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	第三者への賠償	9	第29条	2				発注者の責めに帰すべき事由として、定められた期間内（施設機能確認報告書18条 3節にて質問）の見えざる設備箇所の瑕疵によるものも含まれるとの理解でよいか。	No. 397の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
399	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	第三者への賠償	9	第29条	3				「当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本維持管理・運営業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」とありますが、「善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの」は具体的にどのようなものがありますか。	No. 337の回答を参照ください。
400	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	第三者への賠償	9	第29条	3				「当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本維持管理・運営業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」とあるが、「善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの」は具体的にどのようなものがあるか。	No. 399の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
401	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	10	第32条					「受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。」とあります。不可抗力とは、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故等で注文者及び請負人の双方の責に帰すことのできないものと考えられますが、受注者による不可抗力であることの立証とは具体的にどのようなことを想定されておられるかご教示ください。また、受注者が立証責任を負うのであれば、本事業の契約における不可抗力の具体的かつ明確な定義をお示し頂くよう要望します。	No. 339の回答を参照ください。
402	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	10	第32条	1				「不可抗力（本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とありますが、「その他既設ポンプ場」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよろしいでしょうか。	その他の既設ポンプ場の施設・設備の施設機能確認において、施設・設備の劣化等が確認された場合は、かかる施設・設備の劣化等が維持管理を行う上で、看過できない状態の時は、本市が負担します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
403	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	10	第32条	1				「不可抗力（本施設への計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合を含む。）の発生に起因して受注者に損害・損失又は増加費用が発生した場合又は本維持管理・運営業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし」とあるが、「その他既設ポンプ場」の性能確認において、耐震性能の不足、施設・設備の劣化等が確認された場合、市が既設施設・設備の補修、改築、補強を行うとの理解でよいか。	No. 402の回答を参照ください。
404	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	10	第32条	3				本維持管理・運営業務委託契約の変更及び費用負担等について発注者と受注者の合意が成立しない場合の受注者、発注者の費用負担を記載がある。 これに対し、不可抗力発生時の官（発注者）民（受注者）の公平性の観点から記載がある費用負担の考え方は合理的でないと考えます。 よって、本項の記載について以下の考え方にもとづくべきと考えるがいかがでしょうか。 ・不可抗力の判定は発注者、受注者双方の合意とする。 ・契約の変更、費用負担については合意に要する期間を特定しない。 ・当該損害額及び増加費用額に関する発注者、受注者の費用負担は協議・合意により決定する	No. 346の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
405	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力によって発生した費用等の負担	10	第32条	3				<p>本維持管理・運営業務委託契約の変更及び費用負担等について発注者と受注者の合意が成立しない場合の受注者、発注者の費用負担を記載がある。</p> <p>これに対し、不可抗力発生時の官（発注者）民（受注者）の公平性の観点から記載がある費用負担の考え方は合理的でないと考える。</p> <p>よって、本項の記載について以下の考え方にもとづくべきと考えるがいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力の判定は発注者、受注者双方の合意とする。 ・契約の変更、費用負担については合意に要する期間を特定しない。 ・当該損害額及び増加費用額に関する発注者、受注者の費用負担は協議・合意により決定する 	No. 404の回答を参照ください。
406	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力による一部の業務遂行の免除	10	第33条	2				<p>受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を本維持管理・運営業務費から減額対象として固定費は除外と考えるがいかががでしょうか。また、燃料費、薬品費は物価変動をふまえた当該年度の単価に業務遂行不可能な日数と同期間の過去3年程度のかかる使用量平均を乗じた費用を減額することが合理的と考えるがいかががでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>また、その他の既設ポンプ場は、委託レベル1でユーティリティを含まないため、ご質問の内容は当該維持管理・運営業務に該当しません。</p>
407	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	不可抗力による一部の業務遂行の免除	10	第33条	2				<p>受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を本維持管理・運営業務費から減額対象として固定費は除外と考えるがいかがか。また、燃料費、薬品費は物価変動をふまえた当該年度の単価に業務遂行不可能な日数と同期間の過去3年程度のかかる使用量平均を乗じた費用を減額することが合理的と考えるがいかがか。</p>	No. 406の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
408	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	違約金の対象	13	第38条	4				違約金の支払い対象として、「第1項の規定により本維持管理・運営業務委託契約が解除された場合」とあるが、第1項(14)は発注者の責によるものも含まれるため、「受注者の責による場合」に限定されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	違約金の対象	13	第38条	4				違約金の支払い対象として、「第1項の規定により本維持管理・運営業務委託契約が解除された場合」とあるが、第1項(14)は発注者の責によるものも含まれるため、「受注者の責による場合」に限定されると考えてよいか。	No. 408の回答を参照ください。
410	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	解除権の対象	13	第39条	1				「受注者（共同企業体【又は特別目的会社】にあつては、その構成員【又は構成企業及び協力企業】を含む。）」とありますが、共同企業体が契約した場合は、「受注者とは、共同企業体の構成員」と解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	解除権の対象	13	第39条	1				契約を解除することができる事由として、「受注者の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき」とありますが、他自治体の契約書等で、本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合において、(1)号～(4)号が契約解除の事由となる例がないため、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象から外していただきたい。	修正します。公表資料の正誤表等をご確認ください。 また、本条文の修正に合わせて、維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）同条第2項も修正します。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
412	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	解除権の対象	13	第39条	1				「受注者（共同企業体【又は特別目的会社】にあつては、その構成員【又は構成企業及び協力企業】を含む。）」とあるが、共同企業体が契約した場合は、「受注者とは、共同企業体の構成員」と解釈でよいか。	No. 410の回答を参照ください。
413	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	解除権の対象	13	第39条	1				契約を解除することができる事由として、「受注者の全部若しくは一部が次の各号所定のいずれかに該当するとき」とあるが、他自治体の契約書等で、本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合において、(1)号～(4)号が契約解除の事由となる例がないため、「本事業の入札手続又は契約に関するものではない場合」は対象から外していただきたい。	No. 411の回答を参照ください。
414	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	住民対応等	15	第43条	2				「周辺住民からの意見や苦情に対する一時対応を自らの費用で行うと」ありますが、どの程度の対応を想定されているか。（災害級の対応も含まれるのかの確認です。）	No. 367の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
415	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	2				「発注者は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な受注者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、発注者は受注者が所有する特許権などの実施、使用について、本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は、発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望します。	原案のとおりとします。
416	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	2				「発注者は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な受注者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とあるが、発注者は受注者が所有する特許権などの実施、使用について、本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は、発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望する。	No. 415の回答を参照ください。
417	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	3				第45条第3項の記述の削除をお願いします。	原案のとおりとします。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
418	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	3				第45条第3項の記述の削除をお願いします。	No. 417の回答を参照ください。
419	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	6				受注者が発注者に対して提供した情報，書類，函面等の著作権及びその他の知的財産権に関し，発注者が利用するさいは本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は，発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望します。	原案のとおりとします。
420	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）	知的財産	16	第45条	6				受注者が発注者に対して提供した情報，書類，函面等の著作権及びその他の知的財産権に関し，発注者が利用するさいは本維持管理・運営業務委託契約期間中及び終了後は，発注者の受注者の協議・合意より決定すると変更を要望する。	No. 419の回答を参照ください。
421	維持管理・運営業務委託契約書（その他の既設ポンプ場等）（案）		1	別紙1	5				XとYの差額が±1.5%を超える場合は各項目費用を見直しするとありますが， ①各項目とは表1に記載されている項目単位でよろしいでしょうか。 ②±1.5%を超えた分だけの見直しとなるのでしょうか（例えば2%の場合，2%を見直すのか，それとも1.5%を超えた分の0.5%の見直しとなるのか） ご教示願います。	No. 378の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
422	各契約書 (案)	全般							各契約書(案)について、事業者からの質疑等で変更となった場合は、4月15日の入札説明書等に関する質疑に対する回答までに公表頂くことを要望します。 (提案書・見積書に反映するため)	現予定のとおりとします。
423	各契約書 (案)	全般							新浜ポンプ場の改築事業の各協定、契約に関し、基本協定をはじめ、各契約書において「すべての」や「一切の」と言う表現が随所に使用されていますが、以下の問いについて回答をお願いします。 ①「すべての」や「一切の」と言う表現が使用されていますが、その表現の内容どおり、リスクに係る対価や積算上の積み上げ費用を工事予定価格にどのように折り込んでいるかについてお聞かせください。折り込んでいない場合はその旨ご回答ください。 ②今回の工事は、DBO案件ですが、予定価格に工事や維持管理に関わるリスクなどを記載した場合の費用補填を発注者側で行うことは、双務契約の基本と考えていますが、その点についてのお考えをお聞かせください。	ご質問の2点について、以下に回答します。 ①基本協定書(案)及び各契約書(案)において、各規程に定める以上の内容を「全て」又は「一切」という表現を用いることで、受注者に負担させるものではありません。 ②本事業におけるリスクの価格補填の考え方は、設計、施工及び維持管理・運営において、想定できない事象を各契約書等で明確にするとともに、発生した事象に対する精算方法等を明文化することで対応するものです。
424	各契約書 (案)								令和4年2月18日付の入札参加資格に関する質問に対する回答書No.38では「実施方針で示したリスク分担表は、各契約書(案)の条項として規定しています。」とありますが、リスク分担表の内容が各契約書(案)にどのように反映されているか具体的にお示し頂くよう要望します。	No.39の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
425	各契約書 (案)	全般							各契約書（案）について、事業者からの質疑等で変更となった場合は、4月15日の入札説明書等に関する質疑に対する回答までに公表を要望します。（提案書・見積書に反映するため）	No. 422の回答を参照ください。
426	各契約書 (案)	全般							各契約書（案）について、事業者からの質疑等で変更となった場合は、4月15日の入札説明書等に関する質疑に対する回答までに公表を要望する。（提案書・見積書に反映するため）	No. 425の回答を参照ください。
427	配布資料								今回及び過去に配布された資料に相方1号排水機、三吉ポンプ場の仕様書及び詳細な情報がございません。追加資料をご教示願います。	三吉ポンプ場については、配布参考資料No. 31の02_各種完成図書等の「昭和62年度 三吉雨水ポンプ設備工事 完成図書」を、相方1号排水機については、同資料の「相方1号排水機門ポンプ設置工事 完成図書」を参照ください。
428	配布資料								場外の運転管理業務を積算するため、現在の運転管理状況を確認できる資料の公表をお願いします。	配布参考資料のNo. 17及びNo. 31（01から04フォルダ）をご確認ください。また、第2フェーズ以降の参考資料については、No. 1の回答を参照ください。
429	配布資料	新浜ポンプ場 改築事業 維持管理対象施設一覧表							高潮時、仮設対応について具体的な対応法をご提示願います。常石ポンプ場、田尻町沖新涯排水機、小山新涯ポンプ場の各機場での仮設対応法を具体的にご教示願います。	現状の仮設対応策は、高潮時等に停電が発生した場合は、可搬式の発電機による対応を行っています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
430	配布資料	2020年度～2021年度（令和3年度）新浜ポンプ場外運転管理業務委託実施設計書	3						公表資料（令和3年度）実施設計に新浜ポンプ場休日夜間年間想定出動1,000時間、中央ポンプ場110時間、中央滞水地1,200時間と記載がありますが、これは、令和11年度まで同じ想定時間を予算化されているのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。ただし、中央ポンプ場については、110時間ではなく、110+40=150時間を想定しています。
431	配布資料	02_基本設計検討書（I 共通編）	4-4						四ッ樋ポンプ場平面図にて記載されている、汚水沈砂池からHPΦ1000で流出し三台のポンプで揚水、Φ700CIPに流出させている設備について、基本検討書内のほかの沈砂池既設図面にて記述がほとんどみられません。地上からも視認できませんでしたが、Φ700CIPも含めたこの設備は現存しますでしょうか。	ご質問の施設・設備は、全て残置されていると認識しています。詳細設計時の調査結果を踏まえ、適宜設計変更を行います。
432	配布資料	新浜ポンプ場改築事業 維持管理対象施設一覧表	監視設備等						監視設備等がある施設の監視設備の情報をご教示願います。	本ポンプ場ほか2施設の既存監視設備は、配布参考資料のNo. 27及びNo. 28をご確認ください。その他の既設ポンプ場の既存監視設備は、非常通報装置を意味します。配布参考資料No. 39及び添付資料4 監視制御設備の変遷を併せてご確認ください。
433	配布資料	新浜ポンプ場改築事業 維持管理対象施設一覧表	緊急時の対応(現状)						緊急時の対応で閉塞した場合は手掻とありますが、緊急時(降雨時)に行うのでしょうか。その場合、危険作業と考えますが現状の手掻作業は、どのように対応されているのでしょうか。ご教示願います	事前到手掻き作業を行っていますが、緊急時は作業者が任意に判断し、対応しています。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
434	実施方針に関する質問に対する回答書	実施方針	1	No. 1					中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、運転開始後間もないことから、目立った老朽化もなく、現行の耐震基準も満足しています。 一方、その他の既設ポンプ場は、建屋を有さない地中に埋設された水槽構造物（土木構造物）であり、保有する耐震性能の有無が維持管理従事者に与えるリスクに直結しないことから、今回の対象範囲に含めたものです。また、その他の既設ポンプ場の12施設は、経過年数に応じた老朽化はあるものの、新浜ポンプ場とは違い、雨水排水施設であることから、著しい腐食等はありません。と回答を公表されております。本ポンプ場以外の施設は何年保証を市側が担保して頂けるでしょうか。	運転開始後経過年数の長いその他の既設ポンプ場の保証又は担保については、施設機能確認書及び毎月又は毎年度の点検報告書等を基に、腐食又は劣化等の状況を把握し、受注者と協議を行った上で、必要な措置を本市が講じます。
435	実施方針に関する質問に対する回答書	実施方針	2	No. 9					ストックマネジメント基本計画は策定済みですが、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池は、他の雨水排水施設に比べ供用開始から経過年数が浅い施設であり、短期修繕改築計画による更新予定はありません。と回答を公表されております。策定済みのストックマネジメント基本計画を公表下さい。軽微な修繕、定期修繕、大規模修繕が業務範囲のため質問させていただきます。	実施方針の回答を補足すると、ストックマネジメント計画は策定済みですが、当該ストックマネジメント計画に中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の内容を含んでおりません。 入札資格審査通過者を対象として、現存のストックマネジメント計画を配布します。
436	実施方針に関する質問に対する回答書	実施方針	3	No. 13					第2フェーズ以降の維持管理施設、詳細の公表は以前回答では参考意見として承りますと回答公表されております。公表をお願いします。	No. 1の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
437	実施方針に関する質問に対する回答書	実施方針	4	No. 14					本事業はDBO方式であり機能保全等の長寿命化計画は含まないとの理解で宜しいでしょうか。との質問に対して、ご理解の通りと回答を公表されております。運営維持管理業務は軽微な修繕、定期修繕、大規模修繕も業務範囲となっています。回答内容と公表図書で相違しますので再回答をお願いします。	要求水準書1-3項㉓及び㉔の定義をご確認ください。本業務の修繕業務としては、長寿命化計画又はストックマネジメント計画に基づく、国の交付金を活用して実施する修繕又は小分類以上の規模の設備等が劣化した場合に新しく取り替える更新を含みません。要求水準書の定める軽微な修繕、定期修繕、大規模修繕は交付金等を用いない修繕業務となり、本事業の業務範囲となります。
438	実施方針に関する質問に対する回答書	実施方針	22	No. 80					事業者のリスク回避のための縦断図提供について、提供はしていただけるのでしょうか。	新浜処理区全域の縦断図はありませんが、配布資料のNo. 38下水道台帳で幹線管渠情報を網羅しています。データを拡大していただくと全ての数値を鮮明に確認することができます。
439	要求水準書(案)に関する質問に対する回答書	要求水準書(案)	2	No. 8					計画排水量9.22m ³ /分の流量計算根拠を把握するための資料を提供いただくことは可能でしょうか。という質問に対して、新浜ポンプ場の計画排水量である9.22m ³ /秒は、下水道事業計画上で位置付けられている数値となります。と回答公表されております。その根拠資料となる流量計算書等の公表をお願いします。	No. 104の回答を参照ください。
440	要求水準書(案)に関する質問に対する回答書	要求水準書(案)	9	No. 32					雨水系沈砂池の原臭濃度をご教示願います。と言う質問に対して、雨水系沈砂池の原臭濃度は、測定していません。と回答を公表されております。臭気対策を検討する上で、測定しておらずとも、指針を提示頂けないでしょうか。	雨水系沈砂池の原臭濃度としては、臭気強度として2.5から3.0を想定してください。なお、臭気指数は11から13を想定してください。

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
441	要求水準書 (案)に関する 質問に対する 回答書	要求水準書 (案)	37	No. 135					基本設計検討書IV機械編p. 2-10高頻度降雨4mm/h次に対する流量計算値根拠 2. 052m ³ /sの算出根拠の提示が、入札公告時にありませんのでご提示願います。	入札資格審査通過者を対象に、参考資料を配布します。